

別紙 1 時代を拓く園芸産地づくり支援

第 1 事業の実施方針

園芸作物は、他の作物と比べて高収益が見込め、生産者の経営の安定化や所得の向上を図る上で重要な農産物であるものの、我が国の園芸作物の生産は、農家戸数の減少や生産者の高齢化等により生産基盤が弱まってきていることや、近年の多発する気象災害により作柄が不安定となっていること等から、安定的な供給を求める外食産業、卸売業及び小売業等の実需者のニーズに対して十分な対応ができておらず、加工・業務用を中心に輸入品が一定の割合を占めている状況にある。

本事業は、マーケットインの発想で、実需者ニーズに対応した園芸作物の安定的な生産及び供給を実現するため、まとまった規模で園芸作物の生産及び供給が可能となる水田地帯において、水稻等の土地利用型作物から園芸作物への作付転換により新たな園芸産地を育成するほか、加工・業務用野菜への転換や輸入品が増加する国内産の端境期における出荷に必要な生産技術の導入等を推進し、新たな園芸産地づくりに向けた生産振興対策を図るものである。

第 2 事業の内容

本事業は、水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）、水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）及び端境期等対策産地育成事業から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 端境期等対策産地育成事業
Ⅲに定めるとおりとする。

I 水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

事業実施主体は、園芸産地の育成を促進し、実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、まとまった規模で安定的に園芸作物を生産及び供給することが可能となる水田地帯において、園芸作物への作付けの転換に向けて以下の取組を行うことができるものとする。

（1）全国協議会の設置・運営

実需者ニーズに対応した園芸作物の生産拡大を実現するため、園芸作物産地の育成に必要な技術面や販売面での課題の抽出、改善方策の検討等を行うなど、水田地帯における水稻等からの転換による園芸作物の生産・出荷体制の構築に向けた事業運営に必要な協議会を開催するものとする。

（2）先進的な生産技術等の普及に向けた取組

ア 検討会の開催

生産者、物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、水田地帯において、園芸作物に作付けを転換することを通じて新しい園芸産地を育成するために必要な生産技術の情報収集、意見交換会の開催、現地検討会の企画、生産技術導入マニュアルの作成・普及等を実施するものとする。

イ 先進事例調査等の実施

水田地帯において既に園芸産地の育成を実現し、先進的な生産技術を導入している先進産地や経営状況に関する事例調査、現地検討会、労働環境の整備等経営力の向上又は栽培技術の向上に資するセミナーの開催等を実施するものとする。

ウ 交流会の開催

新しい園芸産地の育成に必要な販路の確保・拡大を促進するための交流会の開催を実施するものとする。

（3）先進的な出荷技術の普及に向けた取組

ア 検討会の開催

生産者、物流事業者、実需者、学識経験者等で構成される検討会を開催し、水田地帯における園芸作物への転換による新しい園芸産地の育成に必要な安定的かつ効率的な出荷方式・技術に関する情報収集、出荷方式・技術の導入・普及に向けた意見交換会の開催、現地検討会の企画、出荷方式・技術導入マニュアルの作成・普及等を実施するものとする。

イ 事例調査、実証試験等の実施

安定的かつ効率的な出荷方式・技術を既に導入している先進産地の事例に関する調査や検討会の開催、実証試験の実施、出荷方式・技術の取りまとめ等を実施するものとする。

ウ 出荷実態等調査の実施

安定的かつ効率的な出荷方式・技術の導入に向け、園芸作物の出荷規格や出荷形態等の実態把握に必要となる物流事業者及び実需者等への実態調査並びに園芸作物の輸入動向、国内需給等に関する調査を実施するものとする。

2 補助要件

本要綱別表 1 の 1 (1) の事業実施主体の欄に掲げる事業実施主体についての補助要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本事業の趣旨に即して全国規模での取組を実施する協議会であること。
- (2) 事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。
- (3) 協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与するなど、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。
- (4) 事業内容が 3 の成果目標の達成に結びつく取組であること。
- (5) 事業実施計画が事業の目的に照らし適切なものであり、かつ、事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- (6) 事業費のうち事業実施主体の負担分について、適正な資金調達が可能であること。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業で実施する現地検討会・交流会等において、水田地帯における園芸作物への転換による新しい園芸産地の育成を加速化させるため、生産・出荷に係る最新の知見等を合計 2,000 名以上に対して情報提供し、普及・推進につなげるものとする。

(2) 目標年度

目標年度は事業実施年度とする。

4 募集方法等

生産局長が別に定めるところによる。

5 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 事業の実施体制

ア 生産者、物流事業者、実需者等が一体となり、課題解決に向けた取組を実施できる体制となっているか。

イ 産地、物流事業者及び実需者に対して、指導、連絡調整を行うことができる体制となっているか。

ウ 園芸作物の生産・出荷等に関して十分な知見を有するものになっているか。

エ 園芸作物の生産拡大に関する課題の抽出・解決を行う上で、効果的な体制となっているか。

オ 全国的な取組を行うことができる体制となっているか。

(2) 適格性

ア 水田地帯における園芸作物への転換における技術面での課題解決に向けた取組内容となっているか。

イ 水田地帯における園芸作物への転換における販売面での課題解決に向けた取組内容となっているか。

- ウ 水田地帯における園芸作物への転換について、先進地との連携が取れた取組内容となっているか。
- エ 水田地帯における園芸作物への転換による新しい園芸産地の育成に必要な安定的かつ効率的な出荷方式・技術の導入・普及に資する取組となっているか。
- オ 成果を効果的に普及する取組内容となっているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、本要綱第6の1（1）アに基づき、別添1により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

- （1）生産局長は、第1の2の補助要件を全て満たす場合に限り、事業実施計画の承認を行うものとする。
- （2）生産局長は、（1）により事業実施計画の承認を行うに当たっては、事業実施主体に通知するものとする。
- （3）生産局長は、別に定める公募要領により選定された補助金交付候補者については、事業実施計画の承認を受けたものとみなすことができる。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱第7の1に基づき、別添2により、生産局長に事業実施状況の報告を行うものとする。

2 事業の評価

- （1）事業実施主体は、本要綱第8の1（1）に基づき、別添3により自己評価を行い、生産局長に報告するものとする。
- （2）生産局長は、事業実施主体から（1）の報告を受けた場合には、内容を点検評価し、別添4により評価結果を取りまとめ、必要に応じて事業実施主体を指導するものとする。

Ⅱ 水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）

第1 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、水田農業における高収益な園芸作物の導入及び水田地帯における園芸作物の産地化を実現するため、園芸作物導入の第1歩となる取組を支援する「園芸作物導入促進事業」並びに園芸作物の本格的な生産の取組を支援する「園芸作物転換強化事業」を実施することとし、事業実施主体は、取組主体が実施する以下の取組を支援することができるものとする。なお、取組主体は、取り組む品目や産地の状況等を踏まえて、事業内容を選択することができるものとする。

（1）園芸作物導入促進事業

事業内容は以下のとおりとし、取組主体は、以下の取組を行うものとする。なお、アの（ア）の取組は必須とする。

ア 産地の合意形成に向けた取組

（ア）園芸作物導入検討会の開催

水田地帯における米、麦、大豆、そば及びなたね（以下、「水稻等」という。）から園芸作物への作付転換を円滑かつ着実に進めるため、水田地帯における園芸作物の導入に向けて技術面や販売面での課題抽出、その課題解決に向けた取組内容、導入のスケジュール等を検討する検討会を開催するものとする。

（イ）園芸作物導入産地事例調査の実施

水田地帯における園芸作物の導入にあたり、収穫用の機械等の導入による省力化栽培体系確立の検討その他の既に園芸作物を導入している産地の事例調査等を実施するものとする。

イ 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組

（ア）園芸作物栽培試験の実施

水田地帯において、産地の気象や土壌条件に適した園芸作物品種の選定に必要な栽培試験、栽培技術の実証等の栽培技術の習得その他の生産の安定化に必要な取組を行うものとする。

（イ）実需者ニーズの把握のための調査の実施

実需者ニーズに対応した園芸作物の生産及び出荷を行うために必要な実需者等へのヒアリング調査、中間事業者（産地と食品製造業者等（食品製造業者、外食事業者、花き販売者等をいう。以下同じ。）をつなぎ、生産者から購入した園芸作物を食品製造業者等のニーズに合わせ、場合によっては、選別、調整、加工等も行った上で供給することに加え、需要に対応できる産地を育成・指導する機能を有する民間事業者のことをいう。以下同じ。）等の実需者又は有識者の現地招へい等を行うものとする。

（2）園芸作物転換強化事業

事業内容は以下のとおりとし、取組主体は、以下の取組を行うものとする。なお、アの（ア）の取組は必須とする。

ア 産地の合意形成に向けた取組

（ア）協議会の開催

水稻等から園芸作物への作付転換を円滑かつ着実に進めるため、技術面や販売面における課題抽出、その解決に向けた取組内容、スケジュールの検討その他の産地の合意形成に必要な事項について意見交換を行う協議会を開催するものとする。

(イ) 園芸作物の生産体制の整備

水稻等から園芸作物への作付転換に際し、園芸作物の生産及び供給体制を整備するため、専門家を招いての講習会開催や、水田地帯において水稻等から園芸作物への作付転換に取り組んでいる先進産地の調査、農業機械・農作業の共同化・最適化や作業性の向上に向けた検討会等を行うものとする。

イ 栽培技術の確立等に向けた取組

(ア) 試験栽培の実施

実需者ニーズを踏まえた園芸作物の生産及び供給体制の構築に必要な栽培技術の確立のための栽培実証試験、導入効果の分析、栽培マニュアルの作成、技術講習会の開催等を行うものとする。

(イ) 品種の加工適性試験

実需者に求められる品種の加工適性を評価するための検討会、加工適性試験等を行うものとする。

(ウ) G A P・トレーサビリティ手法の導入

実需者に求められる生産から流通までの安全・安心の確保のため、G A Pやトレーサビリティ手法の導入に向けた検討会、システム実証、マニュアル作成等を行うものとする。

(エ) 販路拡大の取組

販路の拡大に向け、新たな実需者の取扱いの意向や新商品開発等の新たなニーズ等を把握するため、意見交換会、生産者と実需者等とのマッチング交流会の開催等を行うものとする。

ウ 機械・施設のリース方式による導入等の取組

水田地帯において、水稻等から園芸作物に作付転換することによりまとまった面積の園芸産地を育成するために必要な以下の取組を行うものとする。

(ア) 農業機械、園芸用ハウス等の園芸生産施設（以下「機械・施設」という。）のリース方式による導入

(イ) 省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入

(ウ) 栽培技術の確立に向けた栽培実証試験や技術講習会の開催

2 補助要件

(1) 取組主体

事業実施主体が支援する取組主体は、事業ごとに以下のとおり定めるものとする。

ア 園芸作物導入促進事業

事業実施主体が支援する取組主体は、以下の要件を満たすものとする。

(ア) 事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体であること。

- a 農業協同組合連合会
- b 農業協同組合

- c 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
 - d 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 299 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
 - e 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
 - f 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）
- （イ）受益農業従事者が 5 名以上であること。

イ 園芸作物転換強化事業

事業実施主体が支援する取組主体は、以下の要件を満たすものとする。

- （ア）以下の者から構成される協議会であること。

なお、a 及び b については、必須の構成員とする。

- a 生産者（農業生産活動を行う個人若しくは法人又は農業関係団体をいう。）
- b 実需者（中間事業者を含む。以下同じ。）
- c 本事業の実施を行う上で必要な地方公共団体等

- （イ）事業に関する事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の責任者及び処理の方法、財産管理の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

- （ウ）協議会規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（2）対象品目

本事業の対象とする品目は、以下のとおりとする。

ア 園芸作物導入促進事業

野菜、果樹及び花き

イ 園芸作物転換強化事業

野菜及び花き

（3）その他

- ア 都道府県知事が第 2 の 1（2）により作成する都道府県事業計画（以下「都道府県計画」という。）に記載された取組が、事業趣旨に照らし適切な内容であり、かつ、成果目標の達成に結びつくものであることを要するものとする。

- イ 取組主体が取組を行う地域は、水稻等を主体とする土地利用型作物の生産を行う地区を有し、かつ、当該地区の水田地帯において水稻等から園芸作物への作付けを転換することにより新しい園芸作物産地を育成するに当たって、技術面や販売面で新たに直面する課題の解決に取り組む地域であることを要することとする。

- ウ 第 1 の 1 の（1）の事業を実施する場合、取組主体は都道府県の普及指導センター等からの技術面、販売面等の助言・指導を受けることが確実であることを要することとする。

3 成果目標の設定

成果目標及び目標年度は、以下のとおりとする。

(1) 成果目標

本事業の成果目標は事業ごとに以下のとおりとする。

ア 園芸作物導入促進事業

取組主体は、成果目標年度において、当該水田地域の水稻等から新たに園芸作物へ作付転換することで、当該取組主体における園芸作物の作付面積を増加させる目標を設定するものとする。

なお、成果目標年度における園芸作物の作付面積について、1年に複数回の作付けが行われる園芸作物に取り組む場合にあっては、当該複数回作付けされる面積の延べ面積を勘案して設定できるものとする。

イ 園芸作物転換強化事業

取組主体は、成果目標年度において、当該水田地域の水稻等から新たに園芸作物へ作付転換することで、当該協議会の構成員である実需者のニーズに即した産地体制を確立するために、当該産地の面積規模の30%以上について当該実需者との契約取引を行うものとする。

なお、成果目標年度における園芸作物の産地の面積規模は、1年に複数回の作付けが行われる園芸作物に取り組む場合にあっては、当該複数回作付けされる面積の延べ面積を勘案して設定することができるものとする。

(2) 目標年度

本事業の目標年度は、事業の終了後（同一の取組主体が複数年度事業に取り組む場合は、当該取組主体が事業計画の承認を受けた初年度の事業の終了後。以下同じ。）3年を経過した日の属する年度とする。

ただし、園芸作物導入促進事業において、果樹の取組を実施する場合については、事業の終了後10年を経過した日の属する年度とする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

(1) 取組主体は、園芸作物導入促進事業を実施する場合は、別添5により産地導入促進事業計画、園芸作物転換強化事業を実施する場合は、別添6により産地転換強化事業計画を作成し、当該取組主体の主な事務所が所在する都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の内容を審査し、3の審査基準に照らし適切と認めた場合は、別添7により都道府県計画を作成し、地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 事業の承認

(1) 地方農政局長等は、1(2)により提出された都道府県計画について、第1の2の補助要件を満たしているか審査を行い、適切と認められた場合は、その結果について生産局長に報告するものとする。

(2) 生産局長は、(1)により報告のあった都道府県計画について、第4の1の配分

基準により都道府県計画の予算額及び配分対象となった産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を決定し、地方農政局長等に通知するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の通知に基づき、都道府県計画を承認し、都道府県知事に通知するものとする。
- (4) 都道府県知事は、(3)の承認に基づき、該当する取組主体の産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を承認し、当該取組主体に通知するものとする。
- (5) 生産局長は、別に定める申請要領に基づき選出された補助金交付候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなすことができるものとする。
- (6) 本事業の事業実施計画の重要な変更は、本要綱本体第6の1(2)ウのほか、以下のとおりとする。

ア 取組主体の変更

イ 取組主体ごとに事業費の30%を越える増又は国庫補助金の増

ウ 取組主体ごとに事業費又は国庫補助金の30%越える減

エ 成果目標の変更

オ 事業実施主体による園芸作物導入促進事業及び園芸作物転換強化事業の相互間における国費の増減

3 産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の審査基準

- (1) 都道府県知事は、1(2)の審査に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。

ア 第1の1の(2)のウの機械・施設のリース方式による導入、省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入を実施する場合は、第4の2の機械・施設のリース方式による導入等の取組に関する留意事項をそれぞれ満たしていること。

イ 第1の2の補助要件を満たしていること。

ウ 第1の3の成果目標を設定していること。

エ 当該都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。

- (2) 都道府県知事は、(1)の基準に照らし、適切な産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画について、別添8の採択基準により取組主体ごとにポイントを付与し、1(2)の都道府県計画にポイントを記載の上、地方農政局長等へ提出するものとする。

なお、都道府県計画の提出に当たっては、対応する産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を添付するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

本要綱本体第7の事業実施状況の報告については、以下のとおりとする。

- (1) 取組主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、当該年度における園芸作物導入促進事業の実施状況を別添9により、園芸作物転換強化事業の実施状況を別添10により作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は(1)により報告のあった取組主体の事業実施状況について、報告を受けた9月末日までに、別添11により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、都道府県知事が取組主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている

ると判断した場合には、取組主体に対して適切な措置を講ずるものとし、その内容についても併せて報告するものとする。

- (3) 地方農政局長等は、(2)の事業実施状況報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断する場合など、必要に応じて、都道府県知事及び取組主体に対して指導・助言を行うものとする。

2 事業の評価

本要綱本体第8の事業の評価については、以下のとおりとする。

- (1) 取組主体は、園芸作物導入促進事業にあつては別添 12 により、園芸作物転換強化事業にあつては別添 13 により、事業評価報告を作成し、目標年度の翌年度の7月末までに都道府県知事に報告するものとする。
- (2) 都道府県知事は、(1)により報告のあった取組主体の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行い、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、取組主体に対し、再度適切に事業評価を実施するよう指導するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(1)により報告のあった取組主体の事業評価について、同年度の9月末日までに取りまとめ、別添 14 により地方農政局長等へ報告するものとする。

なお、取りまとめに当たっては、事業評価報告の内容を確認するとともに、必要に応じ取組主体から聞き取りを行い、評価結果をまとめることとする。

- (4) 都道府県知事は、事業の評価結果について公表するものとする。
- (5) 都道府県知事は、目標年度において、成果目標が達成されていないと判断する場合には、取組主体に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を園芸作物導入促進事業にあつては別添 15、園芸作物転換強化事業にあつては別添 16 により提出させるものとする。

なお、都道府県知事は、当該成果目標が達成されるまでの間、取組主体に対し、必要な改善措置を指導し、改善状況の報告をさせるものとし、この場合は、(1)から(4)に準じるものとする。

- (6) 都道府県知事は、(5)により取組主体を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを地方農政局長等に報告するものとする。
- (7) 地方農政局長等は、(3)及び(6)により報告のあった内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。

第4 その他

1 配分基準

本事業の都道府県の補助金の配分については、以下のとおりとする。

- (1) 都道府県配分額の算定

各都道府県への配分については、次のとおり、配分対象となる産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を特定し、それぞれの計画の成果目標等に応じて、予算の範囲内で配分するものとする。

なお、配分対象となった産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画の実

施を取りやめた場合、次年度に同一の計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害など、やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りでない。

ア 都道府県知事は、当該都道府県の取組主体から提出のあった産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を審査し、本別紙に照らして内容が適切であると認められる場合は、別添 8 の採択基準に基づきポイントを付与し、当該都道府県を管轄する地方農政局長等へ提出するものとする。

イ 地方農政局長等は、アにより提出のあった都道府県計画を審査し、配分対象となる産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画を特定した上でポイントの高い順に並べ替え、生産局長に提出するものとする。

ウ イにより提出のあった計画について、産地導入促進事業計画及び産地転換強化事業計画ごとに予算の範囲内でポイントが上位の計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付額として、当該都道府県に配分することとする。

ただし、要望相当額を合算した結果、最後の配分可能額が要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分するものとする。

なお、同一ポイントを獲得した産地導入促進事業計画又は産地転換強化事業計画が複数ある場合は、当該計画に都道府県が付与したポイントの高い順（都道府県が付与したポイントが同一の場合は、原則要望額の小さい順に採択するものとするが、産地営農体系革新計画と連携した取組については、要望額にかかわらず優先的に採択するものとする。）に、計画の要望額の割合に対し当該都道府県に配分する。

2 機械・施設のリース方式による導入等の取組に関する留意事項

（1）第 1 の 1 の（2）のウの取組のうち機械・施設のリース方式による導入及び省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入を行う場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 機械・施設のリース方式による導入や省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入の規模は、当該取組主体が成果目標に掲げる目標面積の生産に必要な機械・施設の規模に基づいて決定することができるものとする。

イ 機械・施設のリース料助成金の額は、対象機械ごとに次の（ア）及び（イ）の算式により計算した額のうち、いずれか小さいものから千円未満を切り捨てた額を合計して得ることとする。

なお、算式中、リース物件価格（園芸施設のリース導入に取り組む場合は、内部施設の設置費用を含む。）及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を 365 で除した数値の小数第 3 位の数字を四捨五入して小数第 2 位で表した数値とする。

（ア）リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）× 1／2 以内

（イ）リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）× 1／2 以内

ウ 取組主体は、リース内容や対象機械・施設の決定根拠等に係る事項を産地転換

強化事業計画に記載することとする。

エ 対象機械・施設の範囲

導入する機械・施設は、本事業で補助の対象となる園芸作物生産に必要な機械・施設であり、成果目標の達成に寄与することが認められるものに限るものとする。
ただし、次に掲げる機械・施設は導入することができないものとする。

(ア) トラクター

(イ) 農業以外の用途への汎用性の高いもの（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）

(ウ) 中古の機械・施設

(エ) 機械の利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械・施設

(オ) ビニールハウス等の自力施工が可能な園芸施設

オ 利用条件

(ア) 取組主体は、成果目標の達成後もリース方式により導入した機械・施設を継続利用する場合は、都道府県知事と協議の上、本事業の趣旨に沿った目標達成後の機械・施設の利用方針を別途設定するものとする。

(イ) 本事業で助成の対象となる機械・施設のリースについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和 57 年 4 月 5 日付け 57 予第 401 号農林水産事務次官依命通知）にかかわらずリース方式による導入ができるものとする。

(ウ) 導入する機械・施設は、動産総合保険等の保険（盗難補償を必須とする。）に加入することが確実に見込まれるものとする。

カ リース契約の条件

本取組の対象とするリース契約（機械を賃借する取組主体又は取組主体の構成員（以下「取組主体等」という。）と当該取組主体等が導入する対象機械・施設の賃貸を行う事業者（以下「リース事業者」という。）の 2 者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) リース事業者及びリース料がキにより決定されたものであること。

(イ) リース期間が 1 年以上であり、かつ、法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数。以下同じ。）以内であること。

(ウ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けていない、又は受ける予定がないものであること。

キ リース事業者及びリース料の決定等

取組主体等は、次のいずれかによりリース事業者及びリース料を決定するものとする。

(ア) 本取組によりリース事業者に機械・施設を納入する事業者（以下「機械等納入事業者」という。）を決定する場合は、本事業について都道府県知事から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札により機械等納入事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

(イ) 本取組によりリース契約を締結するリース事業者を選定する場合は、本事業について都道府県知事から交付決定を受けた後に、原則として一般競争入札によりリース事業者を選定した上で、リース料を決定するものとする。

ク 助成金の支払申請に係る書類

(ア) 取組主体は、キの入札結果及びリース契約に基づき機械・施設を導入する場合は、都道府県知事に対し助成金の申請を行う際に、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等を添付するものとする。

(イ) 都道府県知事は、提出のあった請求内容及び資料を確認の上、2(1)のイに定めるところにより算定されたリース料助成額の範囲内で、当該取組主体にリース料助成金を支払うものとする。

ただし、当該取組主体がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

(2) 第1の1の(2)のウの(イ)の省力化栽培・安定生産に必要な生産資材の導入に取り組む場合は、以下の点に留意するものとする。

ア 補助対象となる生産資材は、本事業の趣旨に即して水稻等から園芸作物への作付転換を行う際に必要な資材（パイプハウスのパイプ、被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）であること。

イ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入すること。

(3) スマート農機（自動収穫機、GPS車速連動施肥機等）、IoT機器（環境制御施設、遠隔灌水管理システム）等のリース導入を行う場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を保管するのであれば、取組主体は、そのデータ等の取扱等について、本ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

3 推進指導等

(1) 都道府県は、当該取組主体において目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、市町村及び農業団体等関係機関と連携し、取組主体に対し必要な指導を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、取組主体に対して当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるものとする。

この場合、都道府県知事は、取組主体に対して適切な指導を行い、当該不正行為等に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

(3) 補助金の経理の適正化本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

4 管理運営

(1) 本事業により補助金を受けて購入したもののうち1件当たりの取得金額が50

万円以上のものについては、法定耐用年数が経過するまでは、善良なる管理者の注意義務をもって管理するとともに、別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

5 次の取組は、補助対象としない。

(1) 国等の他の助成事業で支援を現に受け、又は受ける予定となっている取組

(2) 水稻等から園芸作物への作付転換を主目的としない取組

(3) 農産物の生産費補てん（新品種・新技術等の実証及び加工品の試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補てん

(4) 新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアのほか、インターネット等による販売促進を目的とした宣伝・広告

Ⅲ 端境期等対策産地育成事業

第 1 事業の内容

1 事業の取組内容

- (1) 本事業は、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成 14 年法律第 126 号）第 10 条第 4 号の規定に基づき実施する次のア及びイの事業により構成されるものとし、ア及びイの事業を相互に連携させながら実施するものとする。

ア 端境期等対策産地育成強化推進事業

イ 端境期等対策産地育成強化支援事業

- (2) (1) のア及びイの事業の内容等については、それぞれⅢ－Ⅰ及びⅢ－Ⅱによるものとする。

- (3) 端境期等対策産地育成事業の実施手続等については、本要綱本体第 6 から第 9 の規定にかかわらず、本別紙に定めるものとする。

2 事業実施期間

本事業の実施期間は 1 年間とする。

第 2 事業実施計画等

機構の理事長（以下「機構理事長」という。）は、本事業の事業実施計画を別添 17 により作成し、生産局長に提出し、その承認を受けるものとする。

第 3 点検評価等

1 事業の実施状況の報告

- (1) 機構理事長は、第 1 の 1 (1) ア及びイに定める事業の各年度の実施状況について、事業実施年度の翌年度中に生産局長に報告するものとする。

- (2) 生産局長は、本事業の円滑な推進を図るために必要な事項について、機構理事長並びにⅢ－Ⅰ及びⅢ－Ⅱで定める取組主体から報告を受けることができるものとする。

第 4 その他

1 情報提供

本事業について、機構理事長は、事業の円滑かつ効果的な実施に資するため、当該取組主体が所在する都道府県に対し、取組内容の妥当性や必要性等について、情報を共有するものとする。

2 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、機構に対し、本事業の実施に必要な経費を補助するものとする。

なお、機構は端境期等対策産地育成事業に係る経費とほかの経費を区分して経理するものとする。

3 資金の返還

機構理事長は、事業実施期間終了後に、資金（当該資金の運用から生じた果実を含

む。以下同じ。)に残額がある場合は、当該残額を国に返還するものとする。

また、事業実施期間中であっても使用する見込みのない資金残額が生じたときは、機構理事長は、当該残額を国に返還するものとする。

- 4 本事業の実施に必要な事項については、本別紙に定めるもののほか、機構理事長が別に定めるものとする。
- 5 国は、事業の実施効果など本事業の実施に必要な事項に関する調査を行うこととし、必要に応じてその内容を公表することができるものとする。
- 6 国は、この事業の円滑かつ適正な推進が図られるよう、機構に対し、必要な助言を行うものとする。

7 本事業の実施に当たっての留意事項

本事業の取組主体は、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）その他野菜生産における関係法令を遵守するものとする。

Ⅲ－Ⅰ 端境期等対策産地育成強化推進事業

第 1 事業の内容

端境期等対策産地育成強化推進事業（以下「推進事業」という。）は、加工・業務用を中心に輸入量が多い又は拡大している野菜について、国産野菜の輸入からのシェア奪還を見据え、国内産が需要に応えきれていない品目や作型の作付拡大に向けた取組を推進するため、作柄安定技術の導入等により野菜の安定的な生産及び出荷に取り組む取組主体に対し、事業対象面積に応じて一定の助成単価を機構が補助する事業とする。

第 2 取組主体

推進事業の取組主体は、事業の実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有する以下の団体であって、原則として一つの都道府県の区域を越えないものとする。

- 1 農業協同組合連合会
- 2 農業協同組合
- 3 農事組合法人（農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 72 条の 10 第 1 項に規定する事業を行う法人をいう。）
- 4 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する法人をいう。）
- 5 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 23 条第 4 項に規定する団体をいう。）
- 6 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。）

第 3 対象品目

推進事業の対象となる野菜の品目（以下「対象品目」という。）は、加工・業務用については、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト、セルリー、にんにく、しょうが、さといも、えんどう、キャベツ（10～11 月又は 1～5 月出荷）、レタス（9～3 月出荷）、かぼちゃ（11～6 月出荷）、だいこん（4～7 月又は 10～11 月出荷）及びアスパラガス（2～5 月又は 9～11 月出荷）とする。

また、生食用については、かぼちゃ（11～6 月出荷）及びトマト（9～10 月出荷）とする。

なお、国内における輸入量の多い時期（以下「対象出荷期間」という。）が特定された品目は、第 9 の 1 に掲げる目標年度において取組面積における年間の出荷量のうち 2 割以上をその期間に出荷することとする。

ただし、ばれいしょ及びかんしょ以外の加工・業務用の品目であって、都道府県知事が特に必要と認めるものについては、1 品目に限り、上記以外の品目であっても対象品目として認めることができる。

第 4 取組期間

推進事業の取組期間は、第 11 の 2 の規定により採択された年度から 3 年間とする。

第 5 助成単価等

1 助成単価

推進事業の助成単価は、対象品目について、第 8 の対象契約に基づく栽培面積のうち推進事業の対象とする面積（以下「事業対象面積」という。）につき、10 アール当たり 15 万円とする。なお、対象品目において 1 年に複数回の作付けを行う場合の助成単価は、当該実面積につき 10 アール当たり 15 万円とし、複数回の作付けを行う面積の延べ面積による助成単価の算定は行わないものとする。

2 事業対象面積

事業対象面積は、加工・業務用については 10 ヘクタール以上 50 ヘクタール以下、生食用については 5 ヘクタール以上 50 ヘクタール以下とする。ただし、対象品目において 1 年に複数回の作付けを行う場合は、第 6 の 3 の補助要件を満たすこととなった実面積以上 50 ヘクタール（実面積）以下とする。なお、第 8 の対象契約が面積契約（契約の対象品目について、その栽培面積が契約項目となっているもの。以下同じ。）の場合は当該面積、数量契約（契約の対象品目について、その取引数量が契約項目となっているもの。以下同じ。）の場合は当該契約数量を当該品目の 10 アール当たりの平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準ずる収穫量とする。）で除して算出した面積又は第 7 に掲げる取組を実施する面積のいずれか低い方を上限とする。

第 6 事業の補助要件

機構理事長は、次に掲げる要件を全て満たす場合に限り、第 10 の事業実施計画の承認を行うものとする。

- 1 事業参加農家が 5 戸以上であること。
- 2 事業対象面積が、対象品目の需給の均衡を保ち、かつ 5 から 7 までに掲げる要件を満たすことができる面積として妥当な面積であること。
- 3 事業対象面積は、対象品目ごとに加工・業務用については 10 ヘクタール以上、生食用については 5 ヘクタール以上であること。ただし、対象品目が 1 年に複数回作付けを行うものである場合は、当該複数回作付けされる面積の延べ面積であること。
- 4 対象出荷期間が特定された品目は、第 9 の 1 に掲げる目標年度において取組面積における年間の出荷量のうち 2 割以上をその期間に出荷すること。
- 5 第 7 の 1 の実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組を、事業の取組期間中にわたり継続して実施することが確実であること。
- 6 第 7 の 2 の作柄安定技術の導入のための取組を、事業の取組期間中に計画的に実施することが確実であること。
- 7 第 8 の対象契約に基づく取引が、第 9 の 1 に掲げる目標年度まで継続的かつ安定的に行われることが確実であり、かつ、目標年度以降も当該取引関係の継続が見込まれること。
- 8 第 9 の成果目標を定め、かつ、当該目標の実現が見込まれること。
- 9 取組主体が、本別紙及び機構が別に定める規程並びに機構、都道府県法人（第 10 の 1 の（1）の都道府県法人をいう。）その他関係機関からの指示等を遵守すること

を約していること。

- 10 都道府県における野菜の生産振興の方針に反していないこと。
- 11 事業対象ほ場に対する同様の取組について、本事業又は国等のほかの助成事業により支援を受け、又は受ける予定となっていないこと。

第7 事業の実施基準

取組主体は、次に定める1及び2に掲げる取組を一体的に実施するものとする。

その際、ある年度に出荷を予定している対象品目について、取組を前年度の3月以前に行うことが合理的と認められる場合には、前年度の3月以前に行った取組を、出荷を予定している年度に行ったものとみなすことができるものとする。

なお、取組主体が複数の組織により構成されている場合は、その全ての組織が連携して次に定める1及び2に掲げる取組を一体的に実施するものとする。

- 1 実需者ニーズに対応した生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組
取組主体は、取組期間中、事業対象面積の全域において、次に掲げる全ての対策を行うものとする。

(1) 事業ほ場の設定

事業実施計画に登録した対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（当該専用ほ場を特定し、当該専用ほ場において、住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施している旨を掲示することをいう。）を行う。この際、取組主体又はその構成員は、保有するほ場全体について、事業実施年度の前年度において、事業実施計画に登録した対象品目を栽培した面積を確認できる書類を作成するものとする。

(2) 一定期間の事前契約の締結

実需者等（第8の1に定める契約の相手方をいう。）に対し出荷を開始するまでに、第8に定める対象契約を締結する。

(3) 新規作型の導入

実需者等のニーズに応じた品種の導入、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入等の、対象出荷期間への出荷に向けた取組を行う。

(4) 生産コストの低減

農業機械の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組を行う。

(5) 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組を行う。

(6) トレーサビリティシステム等の活用

第8の対象契約に基づき出荷する対象品目の生産者を明らかにして流通させる取組を行う。

(7) 出荷量の安定に向けた取組

貯蔵庫（予冷库・保冷库等）を利用することにより、出荷量の安定に向けた取組を行う。

- 2 作柄安定技術の導入のための取組

取組主体は、次に掲げる対策について、(1)から(4)の取組を事業の取組期間

の1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を、事業対象面積の全域において取り組むものとする。

(1) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策など、ほ場条件の改善に有効な対策を行う。

(2) 病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒など、病虫害防除や生育初期の生育促進等に有効な対策を行う。

(3) 地温安定・保水・風害対策

不織布の敷設など、高温・低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に有効な対策を行う。

(4) 土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復など、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用を行う。

第8 対象契約

取組主体は、対象品目について、以下に掲げる内容を満たす数量契約（以下「対象契約」という。）を出荷前までに締結していなければならない。

1 対象契約の相手方は、次に掲げる者とする。

(1) 加工・業務用

ア 対象品目を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

イ 対象品目を調理して提供し、又は販売することを業とする者

ウ 対象品目を取組主体から買い受け、又は委託を受けてア又はイに定める者に販売する者

(2) 生食用

ア 対象品目を生食用として一般消費者に販売することを業とする者

イ 対象品目を取組主体から買い受け又は委託を受けて、アに定める者に販売する者

2 対象契約は、原則として書面により行い、当該契約書（契約書に準ずるものとして、別添 18 により取組主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）には、契約年月日を明らかにした上で、次に掲げる全ての事項を定めるものとする。

(1) 当該契約の対象となる品目（契約により品種が定められている場合は当該品種の名称を含む。）

(2) 当該対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）

(3) 契約期間内に取組主体が実需者等に供給する品目の数量を契約の内容とする場合にあっては、当該数量（以下「契約数量」という。）

(4) 取組主体が実需者等に供給する品目の作付面積を契約の内容とする場合にあっては、当該面積（以下「契約面積」という。）

(5) 当該対象品目の用途

3 加工・業務用の場合にあっては、1の(1)のウに定める者を対象契約の相手方に含む場合（取組主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造し、又は加工したものを実需者等が買い受ける場合を除く。）においては、1の(1)

のウに定める者に加え、１の（１）のア又はイに定める者の３者により行うものとする。

また、生食用の場合にあっては、実需者等が１の（２）のイの場合の対象契約は、取組主体、１の（２）のイに定める者及び１の（２）のアに定める者の３者により行うものとする。

- ４ ２の（３）の契約数量又は（４）の契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合にあっては、その理由を明らかにした上で、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示す書類を作成するものとする（契約内容確認書に当該内容を記載する場合を含む。）。

第９ 成果目標

１ 目標年度

本事業の目標年度は、採択された年度の前年度から起算して３年後とする。

なお、目標年度において第８の２の（２）に定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年度までに及ぶ場合は、当該事業実施年度を取組とみなすことができる。この場合、契約期間終了後速やかに対象契約の履行実績を機構の理事長に報告するものとする。

２ 成果目標

取組主体は、対象品目について、次に掲げる（１）及び（２）を推進事業の成果目標として設定するものとする。

（１）対象出荷期間における出荷割合の確保

目標年度において、事業対象ほ場における契約取引の全体の出荷量のうち、20%以上を対象出荷期間に出荷すること。

（２）対象出荷期間における出荷量の増加

目標年度において、取組主体における契約取引による対象出荷期間の出荷量が、現状に比べて 10%以上増加する目標を設定すること。

第10 事業実施計画

１ 事業実施計画の内容及び提出手続

- （１）取組主体は、別添 19 により事業実施計画を作成し、原則として野菜価格安定法人（指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成 15 年 9 月 29 日 15 生産第 4157 号農林水産事務次官依命通知）第 2 の 1 に定める野菜価格安定法人をいう。以下「都道府県法人」という。）を経由して機構理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

なお、第 3 のただし書きの場合にあっては、取組主体は別添 19 の提出の事前に都道府県知事へ協議を行い、都道府県知事がこれを認めた場合は、別添 19 と併せて別添 20 により機構理事長に承認を得るものとする。

機構理事長は、別添 20 の承認に当たっては、生産局長へ協議を行うものとする。

ただし、都道府県法人の定款等の制約により推進事業の事務が実施できず、機構理事長が推進事業の円滑な推進上やむを得ないと認めた場合にあっては、当該都道府県法人の経由を要しない（以下第 10 から第 16 までに定める手続において同じ。）。

(2) 機構理事長は、(1)により提出された事業実施計画が妥当であると認めた場合には、原則として都道府県法人を経由して取組主体に承認の通知を行うものとする。

(3) 機構理事長は、(2)に基づき事業実施計画を承認したときには、これを取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

2 1 (1)により取組主体から事業実施計画の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容が第6に掲げる事業の補助要件等を満たすかどうかを確認し、当該要件等を満たすと認めた事業実施計画について、機構理事長に提出するものとする。

なお、都道府県法人(1(1)のただし書により都道府県法人を経由しない場合は、機構)が事業実施計画の確認を行う場合は、あらかじめ、当該都道府県に対し、取組内容の妥当性、支援の必要性、政策上の優先度その他必要な事項について協議を行うものとする。

3 次に掲げる事業実施計画の変更は重要な変更とし、重要な変更に係る手続は1に準じて行うものとする。ただし、成果目標の引下げ又は事業量(事業対象面積)の2割を超える引下げを伴うものについては、天災その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 成果目標の変更

(3) 取組主体の変更

(4) 事業費(補助金)又は事業量(事業対象面積)の変更

第11 事業実施計画の審査基準等

1 機構理事長は、公募要領を定めた上で、公募により取組主体の募集を行うものとする。

2 機構理事長は、本事業の公募に対し取組主体から提出のあった事業実施計画(第10の3事業実施計画の変更を含む。)を妥当と認め、取組主体を採択するに当たっては、第9に掲げる成果目標の水準及び現況、事業対象面積の規模並びに都道府県における支援の必要性及び政策上の優先度等を勘案して適当と認めるものについて、予算の範囲内で採択するものとする。

3 2により採択された取組主体については、第10の1(2)に基づく事業実施計画の承認を得たものとみなす。

4 機構理事長は、2の取組主体を採択するに当たって、事業実施計画の内容が本要綱本体第5に定める革新計画若しくは輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)と連携している場合、水田農業高収益化推進計画若しくは強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち、生産事業モデル支援タイプに基づき策定した協働事業計画と連携している場合又は農福連携の推進に取り組んでいる場合には、ポイント加算等の優遇措置を行うものとする。

第12 交付申請等

1 交付申請書の内容及び提出手続

(1) 取組主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める交付申請書に、第10に基づく事業実施計画、その他機構理事

長が定める書類を添えて、原則として都道府県法人を経由して機構理事長に提出するものとする。

- (2) 機構理事長は、(1)により提出された交付申請書が妥当であると認める場合は、交付決定を行い、原則として都道府県法人を経由して取組主体に通知するものとする。

- 2 1の(1)により取組主体から交付申請書の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容を確認した後、妥当と認められるものについて機構理事長に当該交付申請書を提出するものとする。

- 3 取組主体は、1(2)により交付決定を受けた後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。なお、重要な変更の承認に係る手続は1及び2に準ずるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 取組主体の変更

(3) 事業費(補助金)の増額又は30パーセントを超える減額

第13 実績報告等

1 実績報告書等の内容及び提出手続

- (1) 取組主体は、1年目の事業を終了したときは、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める実績報告書及び補助金の精算払請求書に、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて、原則として都道府県法人を経由して機構理事長に提出するものとする。

ただし、第8の2の(2)に定める対象契約の契約期間が事業実施年度の翌年度までに及ぶ場合は、事業実施年度の3月31日をもって事業が終了したものとみなすことができるものとする。

- (2) 機構は、機構理事長が定めるところにより、取組主体が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、原則として都道府県法人を経由して、確定した補助金の額を通知するとともに、当該取組主体に対し補助金を交付するものとする。

なお、(1)のただし書による場合は、実績報告書に対象契約の履行が確実にあることを証する書類を添付させ、これが妥当であると判断されるものについて補助金を交付することができるものとする。この場合、契約期間終了後速やかに対象契約の履行実績を報告させるものとする。

- (3) 機構理事長は、次に掲げるところにより、精算払請求等に基づく補助金の交付が不適当と認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないことができる。この場合において、機構理事長は、原則として都道府県法人を経由してその旨を取組主体に通知するものとする。

ア 対象契約が履行されていない場合は、補助金の全部を交付しない。ただし、天災等取組主体の責によらない場合を除く。

イ 第7の取組が実施されていない場合は、取組を実施しなかった面積に係る補助金を減額し、補助金の一部を交付しない。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

ウ 第7の取組を実施した面積が加工・業務用の場合は10ヘクタール、生食用の

場合は5ヘクタール（第6の3のただし書の場合は、要件を満たすこととなった面積の実面積）を下回った場合は、補助金の全部を交付しない。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

エ アからウまでに掲げるほか、取組主体の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、補助金の全部又は一部を交付しない。

- 2 1 (1)により取組主体から実績報告書及び補助金の精算払請求書の提出を受けた都道府県法人にあっては、証拠書類等と照合してその実施内容を確認し、推進事業の要件等を満たすと認めた場合に、機構理事長に当該実績報告書及び補助金の精算払請求書を提出するものとする。
- 3 取組主体は、交付を受けた補助金について、他の経理と区分してその収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、補助金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、補助金の帳簿とともに、取組期間の最終年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第14 事業実施状況の報告

1 事業実施状況報告書の内容及び提出手続等

- (1) 取組主体は、目標年度の前年度までの間、毎年度、機構理事長が定める事業実施状況報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末日までに、原則として都道府県法人を経由して機構理事長に提出するものとする。なお、事業の取組期間の2年目においては、第13の1(1)に準じ、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて提出するものとする。
 - (2) 機構理事長は、事業実施状況報告に基づき補助金の交付が不相当と認めるときは、第13の1(3)に準じて補助金の全部又は一部を返還させることができる。
 - (3) 機構理事長は、(1)の報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断する等必要な場合には、原則として都道府県法人を経由して、取組主体に対し、改善の指導等必要な措置を講ずるものとする。
 - (4) 機構理事長は、(1)の報告の内容について検討し、必要があると認めるときは、取組主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
 - (5) 機構理事長は、(4)で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、取組主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、当該取組主体の公表、補助金の返還等の措置を講ずることができる。
 - (6) 機構理事長は、(1)又は(4)の報告があったとき及び(5)の措置を講じたときは、これを取りまとめ、生産局長に報告するものとする。
- 2 1 (1)により取組主体から事業実施状況報告書の提出を受けた都道府県法人にあっては、その実施内容を確認した後、機構理事長に当該事業実施状況報告書を提出するものとする。この場合、必要に応じ、機構理事長に対し1の(2)に掲げる措置等に係る意見具申を行うものとする。

第15 事業の評価

1 成果報告書の内容及び提出手続等

- (1) 取組主体は、目標年度の翌年度において、事業実施計画書に定められた成果目標の達成状況について自ら評価を行い、機構理事長が定める成果報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに、原則として都道府県法人を経由して、第8に定める対象契約の履行実績その他機構理事長が定める書類を添えて機構理事長に提出するものとする。
 - (2) 機構理事長は、(1)の成果報告書の提出を受けた場合には、遅滞なく、その内容について検討し、成果目標の達成状況等について別添 21 により評価を行い、成果報告書とともに生産局長へ報告するものとする。
 - (3) 機構理事長は、(1)の成果報告書の内容について検討し、必要があると認めるときは、取組主体の業務の状況、補助金の交付のための措置について報告を求め、調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。
 - (4) 機構理事長は、(3)で求めた報告の徴収、調査の実施等の結果により、取組主体が補助金を不正に受給していると判断した場合には、当該取組主体の公表、補助金の返還等の措置を講ずることができる。
 - (5) 機構理事長は、(1)の成果報告書及び(2)に規定する評価結果並びに(4)の措置を講じたときは、これを取りまとめたものを、生産局長に提出するものとする。
 - (6) 生産局長は、(2)の機構理事長から報告のあった評価結果について、外部の有識者で構成される委員会に諮るものとし、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。
 - (7) 生産局長は、(6)によって取りまとめられた最終的な評価結果について、速やかに公表するものとする。
 - (8) 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、機構理事長は原則として都道府県法人を経由して、当該取組主体に対し、別添 22 により改善計画を提出させるなどの適切な措置を講ずるものとする。

ただし、以下に該当する場合において、取組主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、機構理事長がやむを得ないと認めるときは、(6)の委員会に諮り、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア 自然等災害により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合
 - (9) 機構理事長は、(8)の規定による改善計画の取組終了後、取組主体に対し再度成果報告書を提出させるものとする。
 - (10) (9)の成果報告にかかる再評価については、(2)から(7)に準じて行うものとする。
- 2 1 (1)により取組主体から成果報告書の提出を受けた都道府県法人にあっては、その内容を確認した後、機構理事長宛てに当該成果報告書を提出するものとする。この場合、必要に応じ、機構理事長に対し1(2)に掲げる措置等に係る意見具申を行うものとする。

第16 補助金の返還等

- 1 機構理事長は、次に掲げるところにより、取組主体に既に交付した補助金の全部又

は一部を返還させ、必要に応じ事業を中止させることができるものとする。この場合において、機構理事長は、その旨を原則として都道府県法人を経由して取組主体に通知するものとする。

- (1) 事業の取組期間の各年度において、事業実施計画に位置付けた対象契約が履行されなかった場合（以下「契約不履行」という。）は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。また、取組期間の2年目までに契約不履行となった場合（第13の1の(3)により補助金の全部を交付しなかった場合を含む。）は、当該年度の次年度以降の事業を中止させる。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。
- (2) 事業の取組期間の2年目又は3年目において、事業対象面積が事業実施計画に記載する面積より減少した場合は、当該減少した面積に、2年目は、下表に掲げる2年目と3年目の助成単価相当額の和を、3年目は、3年目の助成単価相当額を、それぞれ乗じた額を返還させる。ただし、天災その他取組主体の責によらない場合を除く。

取組期間	各年度における助成単価相当額
2年目	10 アール当たり5万円
3年目	10 アール当たり3万円

- (3) 取組期間の2年目以降に、第10の3の(1)により事業の中止又は廃止した場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。ただし、天災等取組主体の責によらない場合を除く。
- (4) (1) から(3) までに掲げるほか、取組主体の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、取組期間の開始年度まで遡り、交付した補助金の全部を返還させる。
- また、当該年度の次年度以降の事業を中止させる。

- 2 機構理事長は、1の(4)に基づき取組主体に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

Ⅲ－Ⅱ 端境期等対策産地育成強化支援事業

第 1 事業の内容

端境期等対策産地育成強化支援事業（以下「支援事業」という。）は、Ⅲ－Ⅰの推進事業の効率的かつ円滑な実施を図るために、機構又は第 2 に掲げる取組主体が必要な取組を実施するとともに、当該取組主体の取組に要する経費について機構が補助する事業とする。

第 2 取組主体

支援事業の取組主体は、推進事業の取組主体（以下「推進事業主体」という。）又は推進事業を実施しようとする団体が所在する都道府県の都道府県法人（Ⅲ－Ⅰの第 10 の 1（1）に定めるものをいい、当該都道府県法人がその定款等の制約により支援事業の事務の実施ができない場合又は機構理事長が本事業の円滑な推進上やむを得ないと認めた場合にあっては機構をいう。以下同じ。）とする。

第 3 事業の実施基準

支援事業の取組主体である都道府県法人は、1 から 6 までに掲げる取組を実施するものとする。

1 事業実施計画の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第 10 の 2 に基づき、次に掲げるところにより推進事業の事業実施計画の確認を行うものとする。

- （1）都道府県法人は、推進事業主体から提出された事業実施計画の内容が、Ⅲ－Ⅰの第 6 の事業の補助要件等を全て満たすものであるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。
- （2）（1）において需給の均衡の観点から確認を行うときは、当該推進事業主体の過去の契約数量等を基本としつつ、野菜需給調整関係事務処理要領（平成 14 年 9 月 2 日付け 14 生産第 2795 号生産局長通知）第 1 の 1 に規定する需給ガイドライン（当該需給ガイドラインを踏まえ都道府県等が作成する作付指標等がある場合は、当該作付指標等を含む。）との整合性を確認するものとする。
- （3）都道府県法人は、（1）の確認に当たり、当該都道府県と取組の内容の妥当性、支援の必要性等に係る協議を行うものとする。この場合において、当該都道府県において複数の事業実施計画の内容の協議を行うときは、当該都道府県における政策上の優先度に係る協議を併せて実施するものとする。
- （4）都道府県法人は、（3）の協議を踏まえ、事業実施計画の内容が事業の趣旨に照らして適当でないとき又は不備が認められたときにあっては、当該事業実施計画の修正について推進事業主体に指示を行い、事業実施計画の内容が事業の趣旨から著しく逸脱している場合にあっては、当該事業実施計画の取下げについて推進事業主体に助言する。

2 交付申請書の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第 12 の 2 に基づき、次に掲げるところにより推進事業の交付申請書の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された交付申請書の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) 都道府県法人は、交付申請書の内容に不備が認められたときには、当該交付申請書の修正について推進事業主体に指示を行うものとする。

3 実績報告等の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第13の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の実績報告書等の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された実績報告書等の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) (1)において、事業対象面積の確認に当たっては、Ⅲ－Ⅰの第8の対象契約の履行状況を確認するとともに、Ⅲ－Ⅰの第7の取組を実施した面積について、当該ほ場の所在地の地図や農地基本台帳その他これに準ずる書類から面積を算出するほか、必要に応じて実測を行い、面積の確認を行うものとする。

(3) (1)において、Ⅲ－Ⅰの第7の取組が実施されたことの確認に当たっては、当該取組に係る作業日誌や写真等の証拠書類の確認等により行うものとする。

(4) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、実績報告書等の内容に不備が認められたときには、当該実績報告書等の修正について推進事業主体に指示を行うものとする。

4 事業実施状況報告書及び成果報告書の確認

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第14の2及び第15の2に基づき、次に掲げるところにより推進事業の実施状況報告書及び成果報告書（以下「事業実施状況報告書等」という。）の確認を行うものとする。

(1) 都道府県法人は、推進事業主体から提出された事業実施状況報告書等の内容が適当であるかどうか確認するものとし、確認のために必要な範囲で、現地での調査等を行うものとする。

(2) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、事業実施状況報告書等の内容に不備が認められたときには、事業実施状況報告書等の修正について取組主体に指示を行うものとする。

(3) 都道府県法人は、(1)の確認の結果、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断したとき又は目標年度において成果目標が未達成であったときには、都道府県と協議して、Ⅲ－Ⅰの取組主体に対し必要な指導を行う。この場合において都道府県法人（機構を除く。）は、必要に応じ、改善指導等必要な措置を講ずるべき旨及び改善指導等の措置の内容について機構理事長に意見具申を行うものとする。

5 都道府県への情報提供

都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの規定に基づき機構理事長及び推進事業主体から受領し、又はこれらの者へ発出する通知等の内容について、都道府県に情報提供するものとする。

6 その他必要な取組

1から5までに掲げるほか、都道府県法人は、Ⅲ－Ⅰの第10から第16までに定める手続に基づき、必要な書類の経由等に係る事務を行うものとする。

第4 委託

支援事業の実施に当たり、必要と認められる場合には、事務の一部を都道府県その他に掲げる要件を満たす組織に委託することができるものとする。

- 1 代表者が定められていること。
- 2 組織の意思決定の方法、事務及び会計の処理方法並びにその責任者、財産管理の方法等を明確にした規約その他の規程が定められていること。
- 3 事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第5 事業の対象となる経費等

- 1 支援事業の対象となる経費は、本要綱別表1の支援事業の補助対象経費の範囲とし、範囲となる補助対象経費の費目、細目、内容、注意点は本要綱別表3のとおりする。
- 2 補助金の限度額は、各年度につき、1都道府県法人当たり100万円とする。

ただし、過年度に加工・業務用野菜生産基盤強化事業においてに採択された加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業を継続して実施している取組主体がある場合には、当該事業が採択された年度ごとに100万円を加算できるものとする。その際に、第4四半期に当該事業が採択されていた場合には、当該事業は翌年度に採択されたものとみなす。

第6 交付申請

- 1 都道府県法人（機構を除く。以下同じ。）は、第5の経費について補助金の交付を受けようとする場合は、毎年度、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める交付申請書に、支援事業の実施計画その他機構理事長が定める書類を添えて、機構理事長に提出するものとする。
- 2 機構理事長は1により提出された交付申請書が妥当であると認める場合は、予算の範囲内で交付決定を行い、都道府県法人に通知するものとする。
- 3 都道府県法人は、2により交付決定を受けた後に次に掲げる重要な変更を行う場合には、あらかじめ機構理事長の承認を受けなければならない。

なお、重要な変更に係る手続は1及び2に準ずるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増額又は補助金の増額
- (3) 事業費又は補助金の30パーセントを超える減額

第7 実績報告等

- 1 実績報告書等の内容及び提出手続
 - (1) 都道府県法人は、各年度における事業を終了したときは、機構理事長が定める日までに、機構理事長が定める実績報告書及び補助金の精算払請求書を機構理事長に提出するものとする。
 - (2) 機構は、機構理事長が定めるところにより、都道府県法人が行う精算払請求等に基づき、適当と認めるものについて、補助金を交付するものとする。

- (3) 機構理事長は、精算払請求等に基づく補助金の交付が不相当と認めるときは、補助金の一部又は全部を交付しないことができるものとする。
- (4) 機構は、2の概算払をした場合であって、1の(2)により確定した額が当該概算払した額を下回る都道府県法人があるときは、その差額を当該都道府県法人に返還させるものとする。

2 概算払

- (1) 都道府県法人は、事業の円滑な推進上必要なときは、概算払を受けることができるものとし、概算払を受けようとするときは、機構理事長が定める日までに、第6の2により通知された額の70パーセントを超えない範囲において、機構理事長が定める概算払請求書を機構理事長に提出するものとする。
 - (2) 機構は、都道府県法人から提出された概算払請求書の内容が適正であると認めるときは、概算払を行うものとする。
- 3 都道府県法人は、交付を受けた補助金について、他の経理と区分してその収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。また、都道府県法人は、補助金の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備し、補助金の帳簿とともに、事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

第8 事業の着手

- 1 事業の着手は、原則として、補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合にあっては、事業の内容が明確となり、かつ、補助金の交付が確実となったときに限り、都道府県法人は、交付決定前であっても事業に着手することができる。この場合においては、都道府県法人は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。
- 2 1のただし書により、交付決定前に着手する場合にあっては、都道府県法人は、機構理事長が定めるところにより、あらかじめその理由を明記した交付決定前着手届を作成し、機構理事長に提出するものとする。
- 3 なお、都道府県法人は、交付決定前に着手した場合は、交付申請書の備考欄に着手の年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。
- 4 機構は、都道府県法人が1のただし書に基づいて交付決定前に事業に着手する場合には、事前にその理由等を十分に検討して、交付決定前に着手する範囲を必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第9 補助金の返還等

- 1 機構理事長は、都道府県法人の重大な過失又は悪意等による事由が認められる場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- 2 機構理事長は、1に基づき都道府県法人に補助金の返還を命じたときは、補助金を交付した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付させるものとする。

別添 1（Ⅰの第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

生産局長 殿

申 請 者 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）の事業実施計画の（変更）承認申請について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（1）のアに基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

注：関係書類として、別添 1－1 の事業実施計画書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）

事業実施計画書

事業実施年度： 年度

申請者名：

第1 事業計画総括表
1 事業概要等

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 全国協議会の設置・運営 (2) 先進的な生産技術等の普及に向けた取組 (3) 先進的な出荷技術の普及に向けた取組	円	円	円	
合 計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 算出の基礎

区分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
					うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	
(1) 全国協議会の設置・運営	円	円	円	円	円	円	円	円
(2) 先進的な生産技術等の普及に向けた取組								
(3) 先進的な出荷技術の普及に向けた取組								

注：要綱別表3の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類（前年度、本事業を実施している者で、規約等の内容に変更がない場合は省略することができる。）

- (1) 団体の運営等に係る規約等（協議会の場合は、役員名簿、構成員名簿を含む。）及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 具体的な成果目標

成果目標	
成果の公表方法	
事後評価の検証方法	

第3 事業実施の詳細

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備考

(2) 先進的な生産技術等の普及に向けた取組

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 事例調査等の実施

調 査 時 期	調査対象	調査内容等	調査人数	備 考
年 月				

エ 現地検討会等の開催

開 催 時 期	内 容 等	講 演 者 数	参加予定人数・対象	備 考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

オ 交流会の開催

開 催 時 期	内 容 等	講 演 者 数	参加予定人数・対象	備 考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

(3) 先進的な出荷技術の普及に向けた取組

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催する検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催する検討会ごとに記入すること。

ウ 事例調査又は実証試験等の実施

開 催 時 期	内 容 等	講 演 者 数	参加予定人数・対象	備 考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

エ 出荷実態等調査の実施

調 査 時 期	調 査 対 象	調 査 内 容 等	調 査 人 数	備 考
年 月				

2 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取組の内容		
	全国協議会の設置・運営	先進的な生産技術等の普及に向けた取組	先進的な出荷技術の普及に向けた取組
(年度) 月 月			

注：「取組の内容」欄には、検討委員会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。
なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事業内容	金額	内 訳	備 考 (経費の必要性和当該事業の関連性等)
1. 全国協議会の設置・運営			
費 目			
2. 先進的な生産技術等の普及に向けた取組			
費 目			
3. 先進的な出荷技術の普及に向けた取組			
費 目			
合 計			

注：「費目」欄には、要綱別表3に掲げる費目を記入すること。

4 事業実施体制

	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	

申請者 (事業代表者)	職 名	
	所在地	
	T E L	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	
共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
業務従事者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	
	当該事業を遂行する上で有効な資格・学歴	

会計担当者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	会計に関する知見・知識	

注１：事業実施体制がわかる図を添付すること。

注２：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者毎又は担当者ごとに記入すること。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添 2（Ⅰの第 3 の 1 関係）

番 号
年 月 日

生産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援の
うち水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）の事業実施状況報告書
（ 年度）

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）を実施したので、持続的生産強
化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通
知）第 7 の 1 に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添 2－1 の実施状況報告書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）

実施状況報告書

事業実施年度： 年度

事業実施主体名：

第1 事業計画総括表
1 事業概要等

事業概要	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
(1) 全国協議会の設置・運営 (2) 先進的な生産技術等の普及に向けた取組 (3) 先進的な出荷技術の普及に向けた取組	円	円	円	
合計				

注：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 事業実施により発現した効果

設定した成果目標の内容	設定した事後評価の検証方法	事業実施による効果	取組時期

第2 事業の目的

第3 事業実施の詳細

1 事業内容

(1) 全国協議会の設置・運営

ア 協議会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 協議会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

ウ 事業実施報告書の作成

報告書の名称	資料の内容	作成部数	配布先	備 考

(2) 先進的な生産技術等の普及に向けた取組

ア 検討会の構成

検 討 会 名	所 属 ・ 役 職 名	氏 名	備 考

注：開催した検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開 催 時 期	開 催 場 所	検 討 内 容	備 考
年 月			

注：開催した検討会ごとに記入すること。

ウ 事例調査等の実施

調 査 時 期	調査対象	調査内容等	調査人数	備 考
年 月				

エ 現地検討会等の開催

開催時期	内容等	講演者数	参加人数・対象	備考
年 月				

注：開催した内容ごとに記入すること。

オ 交流会の開催

開催時期	内容等	講演者数	参加人数・対象	備考
年 月				

注：開催した内容ごとに記入すること。

(3) 先進的な出荷技術の普及に向けた取組

ア 検討会の構成

検討会名	所属・役職名	氏名	備考

注：開催した検討会ごとに記入すること。「所属・役職名」及び「氏名」欄は、委員ごとに記入すること。

イ 検討会の開催

開催時期	開催場所	検討内容	備考
年 月			

注：開催した検討会ごとに記入すること。

ウ 事例調査又は実証試験等の実施

開催時期	内容等	講演者数	参加人数・対象	備考
年 月				

注：開催する内容ごとに記入すること。

エ 出荷実態等調査の実施

調 査 時 期	調 査 対 象	調 査 内 容 等	調 査 人 数	備 考
年 月				

2 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期 (年度) 月 月	取 組 の 内 容		
	全国協議会の設置・運営	先進的な生産技術等の普及 に向けた取組	先進的な出荷技術の普及 に向けた取組

注：「取組の内容」欄には、検討会、実証、研究会等主な項目を記入し、それぞれの実施時期ごとの取組内容を記入すること。
なお、項目の欄は必要に応じて追加すること。

3 事業実施経費（事業内容別の内訳）

事 業 内 容		金 額	内 訳	備 考 (経費の必要性和当該事業の関連性等)
1. 全国協議会の設置・運営				
費 目				
2. 先進的な生産技術等の普及に向けた取組				
費 目				
3. 先進的な出荷技術の普及に向けた取組				
費 目				
合 計				

注：「費目」欄には、要綱別表3に掲げる費目を記入すること。

4 事業実施体制

事業実施主体 (事業代表者)	氏 名	
	所属機関	
	所属部署	
	職 名	
	所在地	
	T E L	
	メールアドレス	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する情報収集に必要なネットワーク	
共同機関	大学	
	独立行政法人等	
	民間企業	
	公益法人	
	その他	
業務従事者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	当該事業に関する知見・知識	
	当該事業に関する人的ネットワーク	

	当該事業を遂行する上で有効な 資格・学歴	
会計担当者	氏 名	
	所属部署	
	職 名	
	会計に関する知見・知識	

注１：事業実施体制がわかる図を添付すること。

注２：「業務従事者」欄又は「会計担当者」欄は、従事者ごと又は担当者ごとに記入すること。

別添 3（Ⅰの第 3 の 2（1）関係）

番 年 月 号 日

生産局長 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち
水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）の事業評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林水産事
務次官依命通知）第 8 の 1 に基づき、関係書類を添えて報告する。

注：関係書類として、別添 3－1 を添付すること。

別 添 3 - 1

第 1 実施事業の名称

事業名	成果目標

(注) 事業実施計画時に提出した事業名及び成果目標を記載すること。

第 2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日
年 月 日	年 月 日

第 3 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	成果目標の達成状況	
	事後評価の検証方法	
事業の実施による効果		
事業計画の妥当性		
適正な事業の執行		

注：「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。
なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

3 事業の成果品等

注：事業実施の成果品(報告書等)又は、事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別添 4（Ⅰの第 3 の 2（2）関係）

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（全国推進）事業評価票

事業評価担当課〇〇課

事業名	事業実施主体	事業内容	事業費（円）		A　：　計画以上の成果が見られる
			〇〇〇円 （うち国費 〇〇〇円）	総合評価	B　：　計画どおりの成果が見られる
					C　：　計画どおりの成果が見られない
				総合所見	
評価観点ごとの所見					
a　成果目標が達成されているか					
b　計画に即した取組が行われたか					
c　予算の執行が適正に行われたか。また予算に見合った成果が出たか					

<記載要領>

- 1　「評価観点ごとの所見」欄には、a、b、cそれぞれの観点からの所見を記載する。
- 2　「総合評価」欄には、「評価観点ごとの所見」欄を踏まえて、A、B又はCのいずれかに○を付ける。
- 3　「総合所見」欄には取組全体について総合的な所見を記載する。
- 4　「事業内容」欄は、事業実施状況報告書に準ずる。
- 5　「事業費」欄は決算額を記入する。

別添 5（Ⅱの第 2 の 1（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

取組主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物導入促進事業））の事業実施計画の（変更）承認申請について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物導入促進事業））を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙1のⅡの第2の1（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

注 関係書類として、別添 5－1 の産地導入促進事業計画書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物導入促進事業））

産地導入促進事業計画書

事業実施年度：年度

取組主体名：

都道府県名・市町村名：

第 1 取組主体

1 取組主体名及び代表者

--

2 取組主体の現状

--

注：取組主体における現状の栽培品目、経営面積等を記載

3 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 T E L F A X メールアドレス
--

4 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 T E L F A X メールアドレス
--

5 技術面、販売面等の助言・指導体制

助言・指導を行う機関等の名称	所属	担当者名	助言・指導の内容	備考

第2 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
1 産地の合意形成に向けた取組	円	円	円	円	定 額	
園芸作物導入検討会の開催					定 額	
園芸作物導入産地事例調査の実施					定 額	
2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組					定 額	
園芸作物栽培試験の実施					定 額	
実需者ニーズ把握のための調査の実施					定 額	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2:本要綱別表2に記載のある取組内容・補助率ごとに記入すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4:1取組主体当たりの国庫補助の申請上限額は3,000千円とする。

対象品目	
------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第3 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

2 成果目標

(1) 水稲等からの転換による園芸作物の作付面積

品 目	地 区	水稲等からの転換による園芸作物の作付面積				備 考
		初年度 (年度)	2 年 目	3 年 目	目標年度 (年度)	
		a	a	a	a	
合 計						

注1：複数の作物や品目に取り組む場合、合計面積を記載すること。

ただし、果樹とその他の作物に取り組む場合は、果樹とその他の作物に分けて成果目標を設定することとする。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

注3：前年度本事業を実施しており、添付書類の内容に変更が無い場合は、省略することができる。

(2) 取組の結果及び評価方法

--

注：取組の結果及び評価方法が、定量的に評価できるよう、その内容を記入すること。

第4 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取 組 の 内 容	
	産地の合意形成に向けた取組	品種の選定や出荷先の確保に向けた取組
年 月		
年 月		
年 月		

注：適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

(1)産地の合意形成に向けた取組

取 組 内 容	開 催 時 期	具体的な内容	備 考
(例)園芸作物導入検討会の開催	4月、8月、2月		
(例)園芸作物導入産地事例調査の実施	8月	水稻から野菜への転換に先進的に取り組むJA〇〇（〇市）へ生産技術に係る現地調査	

注1:「取組内容」の欄については、要綱別紙1のⅡの第1の1の(1)のAの取組内容ごとに記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(2)品種の選定や出荷先の確保に向けた取組

取 組 内 容	開 催 時 期	具体的な内容	備 考
(例)園芸作物栽培試験の実施	8～12月	〇〇（品目）に係る水田での栽培実証を実施	

注1:「取組内容」の欄については、要綱別紙1のⅡの第1の1の(1)のイの取組内容ごとに記入すること。

注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

第5 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
園芸作物導入促進事業	円	円	円	円	
1 産地の合意形成に向けた取組					
2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組					
合 計					

注1:「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
園芸作物導入促進事業	円	円	円	円	—
合 計		—	—	—	—

注1：実施要綱別表3の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費精算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）（前年度、事業を実施する際提出しており内容に変更がない場合は省略することができる。）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 その他都道府県知事が必要と認める資料

別添 6（Ⅱの第 2 の 1（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

取組主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物転換強化事業））の事業実施計画の（変更）承認申請について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物転換強化事業））を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙1のⅡの第2の1（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

注 関係書類として、別添 6－1 の産地転換強化事業計画書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物転換強化事業））

産地転換強化事業計画書

事業実施年度：年度

取組主体名：

都道府県名・市町村名：

第1 事業計画総括表

1 事業概要等

区 分	事 業 費	負 担 区 分			補助率	備 考
		国庫補助	自己負担	その他		
1 産地の合意形成に向けた取組	円	円	円	円	定 額	
協議会の開催					定 額	
園芸作物の生産及び供給体制の整備					定 額	
2 栽培技術の確立等に向けた取組					定 額	
試験栽培の実施					定 額	
品種の加工適性試験					定 額	
GAP・トレーサビリティ手法の導入					定 額	
販路拡大の取組					定 額	
3 機械・施設のリース方式による導入等の取組					定額、1/2	
機械・施設のリース方式による導入					1/2	
省力化・安定生産に必要な生産資材の導入					1/2	
栽培技術の確立や研修会の開催					定 額	
合 計					—	

注1:「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

注2:本要綱別表2に記載のある取組内容・補助率ごとに記入すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注4:1取組主体当たりの国庫補助の申請上限額は50,000千円とする。

ただし、耐候性ハウスのリース導入に取り組む場合は、1取組主体当たりの国庫補助の申請上限額を100,000千円とする。

対象品目	
------	--

注：本事業で取組を実施する全ての品目を記入すること。

2 事業完了（予定）年月日 年 月 日

第2 事業の目的及び成果目標

1 事業の目的

--

2 成果目標

（1）契約取引の割合

品 目	地 区	契約取引の割合				備 考
		初年度 （ 年度）	2 年 目	3 年 目	目標年度 （ 年度）	
		%	%	%	%	
合計						

注1：複数の作物や品目に取り組む場合、合計面積の契約割合が30%以上であることとする。

注2：目標設定に係る根拠資料を添付すること。

注3：契約取引を数量契約で行う場合は、当該ほ場で生産する生産物の予定数量を当該品目の平均的な収穫量（原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な収穫量又はこれに準じる収穫量とする。）で除して算出した面積により、これと替えることができるものとする。

注4：前年度園芸作物転換促進事業（都道府県推進）を実施しており、添付書類の内容に変更が無い場合は、省略することができる。

（2）取組の結果及び評価方法

--

注：取組の結果及び評価方法が、定量的に評価できるよう、その内容を記入すること。

第3 事業内容

1 事業全体の実施スケジュール

実施時期	取組の内容		
	産地の合意形成に向けた取組	栽培技術の確立等に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組
年 月			
年 月			
年 月			

注:適宜、行を追加して記入すること。

2 取組詳細

(1)産地の合意形成に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)協議会の開催	4月、8月、2月		
(例)園芸作物の生産及び供給体制の整備	8月	水稻等から野菜への転換に先進的に取り組むJA〇〇(〇市)へ生産技術に係る現地調査	

注1:「取組内容」の欄については、要綱別紙1のⅡの第1の1の(2)のアの取組内容ごとに記入すること。

注2:適宜、行を追加して記入すること。

(2)栽培技術の確立等に向けた取組

取組内容	開催時期	具体的な内容	備考
(例)試験栽培の実施	8～12月	〇〇(品目)に係る転作栽培実証を実施	

注1:「取組内容」の欄については、要綱別紙1のⅡの第1の1の(2)のイの取組内容ごとに記入すること。

注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。

注3:適宜、行を追加して記入すること。

(3)機械・施設のリース方式による導入等の取組

取組内容	導入時期	具体的な内容	備考

注1:「取組内容」の欄については、本要綱別紙1のⅡの第1の1の(2)のウの取組内容ごとに記入すること。
注2:実証ほ場を設置する場合は、3(実証ほ場の設置)も記入すること。
注3:機械・施設のリース方式による導入を実施する場合は、4を記入すること。
注4:適宜、行を追加して記入すること。

3 実証ほ場の設置(本事業の各取組において、実証ほ場を設置する際は以下の内容を記載すること。)

(1)実証ほの設置に係る取組(該当する取組全てに○を記載すること(複数記載可)。)

栽培技術の確立等に向けた取組	機械・施設のリース方式による導入等の取組
----------------	----------------------

(2)実証ほの内容

品 目	設置場所	ほ場面積 (a)	具体的な取組内容	管理責任者	備 考
計	—		—		

注1:「管理責任者」の欄は、実証ほに関する責任者名(又は管理する機関名)を記入すること。
注2:「設置場所」の欄は、実証ほを設置する市町村名・地域名を記入すること。
注3:適宜、行を追加して記入すること。

4 機械・施設のリース導入に係る事項

(1)リース内容

品目名	機械・施設名	仕 様 製造会社名 型 式	台数・面積	機械・施設管理者	保管・設置場所	備 考

注:対象機械・施設が複数ある場合には、適宜、行を追加して機械・施設ごとに記入すること。

(2)導入する機械・施設の規模決定根拠

機械・施設名	リース物件価格 (千円)	リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠	備 考

注1:「リース物件価格(千円)」の欄には、リースする機械・施設の販売業者により設定されている小売希望価格(設定されていない場合は一般的な実勢価格(税抜価格))を記入すること。

注2:「リースする機械・施設の選定理由及び規模決定の根拠」の欄の「規模決定の根拠」では農業機械の能力を決定(導入する機械の能力、台数、単価等)した計算過程をその根拠となる機械の能力等の具体的な数値を用いて記入すること。

(3)リース事業者及びリース料の選定方法の計画

選定を行う事業者 (いずれかに○)	指名業者選定の考え方	備 考
機械等納入事業者 ・ リース事業者		
入札方式 (いずれかに○)		
一般競争入札 ・ 指名競争入札		

注:「指名業者選定の考え方」の欄は、一般競争入札以外の選定方法で業者を選定した場合、記入すること。

(4) 機械・施設のリース料等

リース期間	開始月～終了月（※１）		年	月	～	年	月	（月）	備 考	
	リース借受日から○年間（※２）									（年）
リース物件取得予定価格（消費税抜き）		①							（円）	
リース期間終了後の残存価格（消費税抜き）		②							（円）	
リース料助成申請額		③							（円）	
リース諸費用（消費税抜き）		④							（円）	

消費税	⑤	(円)
事業実施主体負担リース料(消費税込み) ①－②－③＋④＋⑤		(円)
リース料助成申請額③は、下記の算式のいずれか小さい額を記入すること（使用した算式に○を記入すること）。		
I リース物件価格 × リース期間 / 対応年数 × 1/2 以内		II (リース物件価格 － 残存価格) × 1/2 以内

注1：※1及び※2については、いずれかを記入すること。

注2：リース事業者の見積書の写し等を添付すること。

注3：複数の機械・施設をリース導入する場合、表を追加し、機械・施設ごとに記載すること。

5 生産資材の購入に係る事項

資材名	個 数	使用面積	単 価	事業費	うち助成申請額	備考

注：以下の書類を添付すること。

- ① 複数の販売会社の見積書等の写し（全社分）
- ② その他都道府県知事が必要と認める資料

第4 必要経費

1 経費の配分と負担区分

区 分	事 業 費	負 担 区 分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
園芸作物転換強化事業	円	円	円	円	
1 産地の合意形成に向けた取組					
2 栽培技術の確立等に向けた取組					
3 機械・施設のリース方式による導入等の取組					
合 計					

注1:「事業費」欄には、本事業の実施に係る事業費の総額を記載すること。

注2:「区分」欄の3の取組を実施するに当たり、補助率の異なる取組を行う場合は補助率ごとに記載欄を分けて記載すること。

注3:事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

2 収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

（２）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
園芸作物転換強化事業	円	円	円	円	—
合 計		—	—	—	—

注１：実施要綱別表３の「費目」、「細目」欄に記載のある経費ごとに分類し記入すること。また、経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注２：適宜、行を追加して記入すること。

第５ 協議会構成及び執行体制

協議会構成員		区分			
名 称	所 在 地	生産者	実需者	行政	その他
J A O O（代表団体）					
〇〇共済組合					
農地所有適格法人 〇〇					
有限会社 〇〇法人					
〇〇大学（オブザーバー）					

〇〇市役所（オブザーバー）					
協議会代表者名	JA〇〇 △△ ××				
事務代表者名	JA〇〇 〇〇部長 ◇◇ ▲▲				
会計責任者名	JA〇〇 〇〇部長 〇〇振興課 課長 ◇◇ ▲▲				

注1：協議会構成員の「名称」欄に、協議会の代表団体が分かるよう記載すること。また、オブザーバーについても同様に記載すること。
 注2：構成員の位置づけられる段階（生産者、実需者、行政）に○印を記載すること。また、その他の場合は、該当する業種等を記載すること。
 注3：本要綱別紙1のⅡの第1の2の（1）のイに定める協議会規約及び執行体制等の分かる資料を添付すること。

第6 添付書類（添付書類名を記載すること。）

- 1 定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規約・規程（案）及び収支予算（又は収支決算）（前年度、事業を実施する際提出しており内容に変更がない場合は省略することができる。）
- 2 本事業の一部を外部へ委託する場合は、その委託契約書（案）
- 3 本事業で取り組む内容の機械・施設、生産資材等のパンフレット又は見積書
- 4 その他都道府県知事が必要と認める資料

別添 7（Ⅱの第 2 の 1（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
（都道府県名）
所 在 地
知 事 氏 名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）の事業実施計画の（変更）承認申請について

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年 4 月 1 日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 のⅡの第 2 の 1（2）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

注：関係書類として、以下の資料を送付すること。

- 〔 ・別添 7－1 の都道府県事業計画書
・産地導入促進事業計画書及び産地転換強化事業計画書の写し並びに当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表 〕

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田高収益作物導入推進事業（都道府県推進）

都道府県事業計画書（都道府県計画）

事業実施年度： 年度

都道府県名：

第 1 当該都道府県の本事業と園芸作物生産方針との整合性

第 2 事業計画総括表

1 総括表

事業名	事業費	負担区分			備考
		国庫補助	自己負担	その他	
園芸作物導入促進事業		円	円	円	
園芸作物転換強化事業					
合計					

2 事業概要等

(1) 園芸作物導入促進事業

整理 番号	ポイント	取組主体名	事業費	負担区分			備考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
合計							

口口					
----	--	--	--	--	--

- 注1：「整理番号」欄は、産地導入促進事業計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。
- 注2：「ポイント」欄は、本要綱別紙1の別添8（産地計画に係る採択基準）に基づき付与したポイントを記入すること。
- 注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。
- 注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

（2）園芸作物転換強化事業

整理 番号	ポイ ント	取組主体名	事 業 費	負 担 区 分			備 考
				国庫補助	自己負担	その他	
			円	円	円	円	
合計							

- 注1：「整理番号」欄は、産地転換強化事業計画のポイントの高い順（採択優先順が高い）計画から順に数字を記入すること。
- 注2：「ポイント」欄は、本要綱別紙1の別添8（産地計画に係る採択基準）に基づき付与したポイントを記入すること。
- 注3：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。
- 注4：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記載すること。

3 事業完了（予定）年月日 令和 年 月 日

第3 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
国庫補助金	円	円	円	円	
自己資金		—	—	—	
その他		—	—	—	
合 計		—	—	—	

（2）支出の部

区 分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備 考
			増	減	
園芸作物導入促進事業	円	円	円	円	—
園芸作物転換強化事業		—	—	—	—
合 計		—	—	—	—

注：適宜、行を追加して記入すること。

第4 添付資料

- （1）取組主体ごとの産地導入促進事業計画書及び産地転換強化事業計画書の写し
- （2）別添7－2及び別添7－3「取組の概要（個表）」
- （3）その他、地方農政局長等が必要と認める資料

取組の概要（個票）

事業名	園芸作物導入促進事業																									
取組主体名		ポイント		整理番号																						
事業費	円 { うち国庫補助： 円 自己資金： 円 その他： 円 }																									
対象品目																										
成果目標	園芸作物の作付面積の増加																									
	a																									
取組内容																										
事業目的との整合性、事業効果																										
事業要件																										
取組主体の適格性等																										
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事業内容</th> <th style="width: 15%;">取組の有無</th> <th style="width: 15%;">適格性</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 産地の合意形成に向けた取組</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園芸作物導入検討会の開催（定額）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園芸作物導入産地事例調査の実施（定額）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>園芸作物栽培試験の実施（定額）</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>実需者ニーズ把握のための調査の実施（定額）</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					事業内容	取組の有無	適格性	1 産地の合意形成に向けた取組			園芸作物導入検討会の開催（定額）			園芸作物導入産地事例調査の実施（定額）			2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組			園芸作物栽培試験の実施（定額）			実需者ニーズ把握のための調査の実施（定額）		
事業内容	取組の有無	適格性																								
1 産地の合意形成に向けた取組																										
園芸作物導入検討会の開催（定額）																										
園芸作物導入産地事例調査の実施（定額）																										
2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組																										
園芸作物栽培試験の実施（定額）																										
実需者ニーズ把握のための調査の実施（定額）																										
備考																										

注1：「ポイント」欄は、本要綱別紙1の別添8（産地計画に係る採択基準）に基づき付与したポイントを記入すること。また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。

注2：「整理番号」欄は、産地導入促進事業計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。

注3：「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

取組の概要（個票）

事業名	園芸作物転換強化事業				
取組主体名		ポイント		整理番号	
事業費	円 （ うち国庫補助： 円 自己資金： 円 その他： 円 ） 				
対象品目					
成果目標	契約取引の割合 %				
取組内容					
事業目的との整合性、事業効果					
事業要件					
取組主体の適格性等					
事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性	事業内容		取組の有無	適格性	
	1 産地の合意形成に向けた取組				
	協議会の開催（定額）				
	園芸作物の生産及び供給体制の整備（定額）				
	2 栽培技術の確立等に向けた取組				
	試験栽培の実施（定額）				
	品種の加工適性試験（定額）				
	GAP・トレーサビリティ手法の導入（定額）				
	販路拡大の取組（定額）				
	3 機械・施設のリース方式による導入等の取組				
機械・施設のリース方式による導入（1/2 以内）					
省力化・安定生産に必要な生産資材の導入（1/2 以内）					
栽培技術の確立に向けた栽培実証や技術講習会の開催（定額）					
備考					

注1:「ポイント」欄は、本要綱別紙1の別添8（産地計画に係る採択基準）に基づき付与したポイントを記入すること。また、ポイント付与の詳細が分かる資料を提出すること。

注2:「整理番号」欄は、産地転換強化事業計画のポイントの高い順に並び替え、採択優先順が高い計画から順に数字を記入すること。

注3:「事業内容、補助対象経費及び補助率の適格性」欄の記入に当たり、「取組の有無」及び「適格性」の欄に○又は×を記載すること。

別添 8（Ⅱの第 2 の 3 の（2）関係）

1. 園芸作物導入促進事業の採択基準

区 分	指 標	備 考
1. 成果目標の作付面積規模 当該水田地帯において、水稻等から新たに園芸作物に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	① 露地野菜又は果樹の合計面積 ・ 2ha 未満・・・1 ポイント ・ 2ha 以上・・・2 ポイント ・ 5ha 以上・・・3 ポイント ・ 10ha 以上・・・5 ポイント ・ 15ha 以上・・・7 ポイント ・ 20ha 以上・・・10 ポイント ② 施設野菜又は花きの合計面積 ・ 1ha 未満・・・1 ポイント ・ 1ha 以上・・・2 ポイント ・ 2ha 以上・・・3 ポイント ・ 4ha 以上・・・5 ポイント ・ 6ha 以上・・・7 ポイント ・ 8ha 以上・・・10 ポイント	左記①及び②の双方のポイントが付与される場合は、それらを合計することとする。 ただし、最大ポイントは 10 ポイントとする。
2. 主食用水稻からの転換面積規模 事業開始年度の前年度において主食用水稻を作付した面積から新たに園芸作物に作付転換する面積の規模で評価を行うものとする。	・ 1ha 以上・・・1 ポイント ・ 3ha 以上・・・2 ポイント ・ 5ha 以上・・・3 ポイント	
3. 取組効果加算 事業実施年度の前年度の園芸作物導入促進事業の取組主体が、本事業を継続的に実施する場合は加算できるものとする。	3 ポイント	
4. 都道府県加算 取組主体が策定する産地導入促進事業計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した計画について加算できるものとする。	9 ポイント	一の又は複数の産地導入促進事業計画に加算できるものとする。 ただし、一地区当たりに加算できるポイントは 3 ポイントまでとする。

5. 水田農業の高収益化に向けた体制整備 水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号令農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいう。）に本事業の取組が位置付けられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。	3ポイント	
6. 輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）との連携 本要綱第5の2の輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）において、本事業の活用が位置付けられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。	3ポイント	本区分によりポイントを加算した場合、事業開始までに、取組主体のうち1者以上がGFPコミュニティサイトへの登録を行うものとする。
7. 革新計画との連携 取組主体が、持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業に基づき策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け農会第862号農林水産事務次官依命通知）のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援に基づき策定した計画を策定している場合若しくは計画に参画している場合は加算できるものとする。	3ポイント	
8. 農福連携の推進 取組主体が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託する場合は委託する作業時間	3ポイント	

が年間延べ 960 時間につき、1 名の障害者雇用とみなすことができるものとする。		
---	--	--

2. 園芸作物転換強化事業の採択基準

区 分	指 標	備 考
1. 成果目標の産地規模 当該水田地帯において、水稻等から新たに園芸作物に作付け転換する面積の規模で評価を行うものとする。	① 露地野菜又は果樹の合計面積 ・ 2ha 未満・・・1 ポイント ・ 2ha 以上・・・2 ポイント ・ 5ha 以上・・・3 ポイント ・ 10ha 以上・・・5 ポイント ・ 15ha 以上・・・7 ポイント ・ 20ha 以上・・・10 ポイント ② 施設野菜又は花きの合計面積 ・ 1ha 未満・・・1 ポイント ・ 1ha 以上・・・2 ポイント ・ 2ha 以上・・・3 ポイント ・ 4ha 以上・・・5 ポイント ・ 6ha 以上・・・7 ポイント ・ 8ha 以上・・・10 ポイント	左記①及び②の双方のポイントが付与される場合は、それらを合計することとする。 ただし、最大ポイントは10ポイントとする。
2. 主食用水稻からの転換面積規模 事業開始年度の前年度において主食用水稻を作付した面積から新たに園芸作物に作付け転換する面積の規模で評価を行うものとする。	・ 1ha 以上・・・1 ポイント ・ 3ha 以上・・・2 ポイント ・ 5ha 以上・・・3 ポイント	
3. 契約取引の割合 当該目標で設定する面積の30%以上が、実需者との契約取引に基づく生産を行うものとする。	・ 30%以上・・・5 ポイント ・ 40%以上・・・6 ポイント ・ 50%以上・・・7 ポイント	・ 生産者が実需者を兼ねる場合は、そのほかの実需者との契約割合が30%以上であること。 ・ 複数の品目で取り組む場合は、合計面積の契約割合が30%以上であること。
4. 取組効果加算 事業実施年度の前年度の園芸作物転換強化事業の取組主体又は園芸作物導入促進事業の取組主体を含む協議会	3 ポイント	

が、本事業を実施する場合は加算できるものとする。		
5. 都道府県加算 取組主体が策定する産地転換強化事業計画のうち、都道府県が特に重要性が高く優先的に実施する必要があると判断した産地転換強化事業計画について加算できるものとする。	9 ポイント	一の又は複数の産地転換強化事業計画に加算できるものとする。 ただし、一地区あたりに加算できるポイントは3ポイントまでとする。
6. 水田農業の高収益化に向けた体制整備 水田農業高収益化推進計画（水田農業高収益化推進計画の策定について（令和2年4月1日付け元生産第2167号、元農振第3757号、元政統第2085号令農林水産省生産局長、農村振興局長、政策統括官通知）に基づく産地推進計画をいう。）に本事業の取組が位置付けられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。	3 ポイント	
7. 輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）との連携 本要綱第5の2の輸出事業計画（GFPグローバル産地計画）において、本事業の活用が位置付けられており、その内容が適切と判断される場合は加算できるものとする。	3 ポイント	本区分によりポイントを加算した場合、事業開始までに、取組主体の構成員である生産者又は実需者1者以上がGFPコミュニティサイトへの登録を行うものとする。
8. 革新計画との連携 取組主体が、持続的生産強化対策事業のうち次世代につなぐ営農体系確立支援事業に基づき策定した計画又はスマート農業総合推進対策事業実施要綱（令和2年4月1日付け農会第862号農林水産事務次官依命通知）の	3 ポイント	

うち次世代につなぐ営農体系確立支援事業のうち産地の戦略づくり支援に基づき策定した計画を策定している場合若しくは計画に参画している場合は加算できるものとする。		
9. 農福連携の推進 協議会を構成する生産者が、障害者を1名以上雇用している場合には加算できるものとする。なお、障害者就労施設へ農作業を委託している場合は委託する作業時間が年間延べ960時間につき、1名の障害者雇用とみなすことができるものとする。	3ポイント	

別添 9（Ⅱの第 3 の 1（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

取組主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援の
うち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物導入促進
事業））の事業実施状況報告書（ 年度）

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり
支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物導入促進事
業））を実施したので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け
30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙1のⅡの第3の1（1）に基づ
き、関係書類を添えて報告する。

注 別添 9－1 の事業実施状況報告書は別添 5－1 の産地導入促進事業計画書に準じて
作成すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物導入促進事業））

事業実施状況報告書
（産地導入促進事業計画実施状況報告）

事業実施年度：	年度
事業実施状況報告年度：	年度
目標年度：	年度
取組主体名：	
都道府県名・市町村名：	

別添10（Ⅱの第3の1（1）関係）

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

取組主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物転換強化事業））の事業実施状況報告書（ 年度）

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物転換強化事業））を実施したので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事務次官依命通知）別紙1のⅡの第3の1（1）に基づき、関係書類を添えて報告する。

注 別添10－1の事業実施状況報告書は別添6－1の産地転換強化事業計画書に準じて作成すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物転換強化事業））

事業実施状況報告書
（産地転換強化事業計画実施状況報告）

事業実施年度：	年度
事業実施状況報告年度：	年度
目標年度：	年度
取組主体名：	
都道府県名・市町村名：	

別添11（Ⅱの第3の1（2）関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

事業実施主体名
（都道府県名）
所 在 地
知 事 氏 名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援の
うち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）の事業実施状況報
告書（令和 年度）

〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり
支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）を実施したので、持
続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水産事
務次官依命通知）別紙1のⅡの第3の1（2）に基づき、関係書類を添えて報告す
る。

注 関係書類として、別添11－1の事業実施状況報告書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）

事業実施状況報告書

事業実施年度：年度

事業実施状況報告年度：年度

目標年度：年度

都道府県名：

第 1 当該年度の成果目標の達成状況等総括表

1 園芸作物導入促進事業

取組主体名	品目	地区	達成状況	取組主体に対する措置
			園芸作物の作付面積の増加	
			a	

注：取組主体に対する措置欄については、取組主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

2 園芸作物転換強化事業

取組主体名	品目	地区	達成状況	取組主体に対する措置
			契約取引の割合	
			%	

注：取組主体に対する措置欄については、取組主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記載すること。

第 2 添付資料

- (1) 各取組主体ごとの事業実施状況報告書の写し
- (2) その他、都道府県が必要と認める資料

別添12（Ⅱの第3の2（1）関係）

番
年 月 号
日

〇〇都道府県知事 殿

取組主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援の
うち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物導入促進
事業））の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水
産事務次官依命通知）別紙1のⅡの第3の2（1）に基づき、関係書類を添えて報
告する。

注1 関係書類として、別添12－1の事業評価票を添付すること。

注2 必要に応じて別添9－1の事業実施状況報告書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物導入促進事業))に関する事業評価票

取組主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

1 事業の効果

(1)具体的な取組内容

--

(2)成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容及び成果目標の達成状況	園芸作物の作付面積の増加		達成度合 (②/①×100)
	目標値① 年度	実績値②	
	a	a	%
改善計画実施結果			
(令和 年度)	a	a	%
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性			
適正な事業の執行			
備 考			

注1:「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
注2:「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。
注3:「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。
注4:「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。
注5:「成果目標の達成状況」欄は、園芸作物の作付面積を記載すること。
注6:都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、ほかの方法で事業評価した場合は、備考欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。

2 事業の成果品等

事業実施の成果品(報告書等)等の事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別添13（Ⅱの第3の2（1）関係）

番
年 月 号
日

〇〇都道府県知事 殿

取組主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援の
うち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進（園芸作物転換強化
事業））の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水
産事務次官依命通知）別紙1のⅡの第3の2（1）に基づき、関係書類を添えて報
告する。

注1 関係書類として、別添13－1の事業評価票を添付すること。

注2 必要に応じて別添10－1の事業実施状況報告書を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物転換強化事業))に関する事業評価票

取組主体名	
事業の実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日

1 事業の効果

(1)具体的な取組内容

--

(2)成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容及び成果目標の達成状況	契約取引の割合		達成度合 (②/①×100)
	目標値① 年度	実績値②	
	%	%	%
改善計画実施結果			
(令和 年度)	%	%	%
事業の実施による効果			
事業計画の妥当性			
適正な事業の執行			
備 考			

注1:「成果目標の具体的な内容」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。
注2:「成果目標の達成状況」については、記載の根拠となる資料を添付すること。
注3:「改善計画実施状況」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。
注4:「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入すること。
注5:「成果目標の達成状況」欄は、上段に面積、下段に括弧書きで実需者との契約取引割合を記載すること。
注6:都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、ほかの方法で事業評価した場合は、備考欄に事業評価の検証方法及び評価結果を記入すること。

2 事業の成果品等

事業実施の成果品(報告書等)等の事業の効果が確認できる資料等を添付すること。

別添14（Ⅱの第3の2（3）関係）

番 年 月 号 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

事業実施主体名
（都道府県名）
所 在 地
知 事 氏 名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援
のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2038号農林水
産事務次官依命通知）別紙1のⅡの第3の2（3）に基づき、関係書類を添えて報
告する。

注 関係書類として、別添14－1の事業評価票（総括表）を添付すること。

別添14－ 1

持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業（都道府県推進）に関する
事業評価票（総括表）

1 園芸作物導入促進事業

取組主体名	品 目	地 区	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100)			
			a	a	%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

- （添付資料）
（１）当該取組主体の事業評価票（別添12－ 1）の写し
（２）その他、都道府県が必要と認める資料

2 園芸作物転換強化事業

取組主体名	品 目	地 区	成果目標の達成状況			事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
			目標値① 年度	実績値②	達成度合 (②/①×100)			
			%	%	%			

注：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

- （添付資料）
（１）当該取組主体の事業評価票（別添13－ 1）の写し
（２）その他、都道府県が必要と認める資料

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

取 組 主 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物導入促進事業))における改善計画(〇〇年度)について

〇〇年度において持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物導入促進事業))において、産地導入促進事業計画の目標が達成されるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

改善計画は、1か年の計画とし、要綱に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。

区分	指標	事業実施後の状況(実績)			改善計画	
		目標年	目標値	達成度	目標値	達成度

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

番 号
年 月 日

〇〇都道府県知事 殿

取 組 主 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物転換強化事業))における改善計画(〇〇年度)について

〇〇年度において持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち水田農業高収益作物導入推進事業(都道府県推進(園芸作物転換強化事業))において、産地転換強化事業計画の目標が達成されるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 事業の導入及び取組の経過
- 2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 3 事業の実績及び改善計画

改善計画は、1か年の計画とし、要綱に定める事業実施状況報告書の写しを添付すること。

区分	指標	事業実施後の状況(実績)			改善計画	
		目標年	目標値	達成度	目標値	達成度

- 4 改善方策
(問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)
- 5 改善計画を実施するための推進体制

別添 17（Ⅲの第 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 氏 名

端境期等対策産地育成事業実施計画の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 のⅢの第 2 に基づき、別添のとおり関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- （注） 1 関係書類として、別添 17－1 を添付する。
- 2 変更の場合には、変更の内容とその理由について記し、必要に応じて根拠資料を添付するとともに事業実施計画の承認通知があった計画の内容と変更後の計画の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

端境期等対策産地育成事業実施計画書

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び計画（又は実績）
- 3 経費の配分及び負担区分

経 費	補助事業に要する経費 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	
1 端境期等対策産地育成強化推進事業費	円	円	円	
2 端境期等対策産地育成強化支援事業費				

契約内容確認書

端境期等対策産地育成事業の対象とする契約取引の内容等

採択年度 (契約年度)	〇〇年度（〇〇年度分）								
対象品目名	(品種名)		〇〇〇						
	(用途)		〇〇〇 ※「加工・業務用」又は「生食用」のいずれかを記載						
契約期間（注1）	令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
契約方法（注1）	契 約 数 量 (t)	〇〇. 〇	契 約 面 積 (ha)	〇〇. 〇					
加工形態（注2）									
契約を増加する理由（注3）									
備 考（注4）									

上記の内容に相違がないことを確認します。

年 月 日

住所：
取組主体名：

印

年 月 日

住所：
(注5) 中間事業者名：

印

年 月 日

住所：
実需者名：

印

- (注) 1. 契約書を取り交わしていない場合は、契約書に準ずるものとして、本様式を提出するものとする。
2. (注1) については、契約期間が1年を超える場合は、様式に記載欄を追加して取組年度ごとの出荷期間、契約数量又は契約面積が分かるように記載する又は、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
3. (注2) については、取組主体自らが対象品目を原料又は材料として使用することにより製造又は加工する場合に限り記載する。
4. (注3) については、契約数量又は契約面積が過去の実績より大幅に増加している場合にあつては、その理由を明らかにした上で、輸入品の代替等であり既存国内産地からの置換えではないことを示すこと。
5. (注4) については、契約開始時期が出荷開始時期と異なる場合にあつては、「出荷開始時期は 年 月 日」などと記載する。
6. (注5) については、中間事業者を経由する場合のみ記載するものとし、複数の中間事業者を経由する場合にあつては、記名欄を追加して全ての中間事業者を記載する。
7. 取組主体、中間事業者及び実需者の順番は変えないこと。
8. 対象出荷期間が特定された品目については、目標年度に事業ほ場における契約取引の全体の出荷量のうち20%以上を対象出荷期間に出荷することに留意すること。

別添 19（Ⅲ－Ⅰ の第 10 の 1 （1）関係）

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿
（都道府県野菜価格安定法人経由）

取 組 主 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

端境期等対策産地育成事業実施計画の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産 2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 1 のⅢ－Ⅰ の第 10 の 1 （1）に基づき、別添のとおり関係書類を添えて（変更）承認申請します。

1. 変更内容

2. 変更理由

- （注） 1 関係書類として、別添 19－1 を添付する。
- 2 取組品目ごとに事業実施計画（変更）の承認申請をする。
- 3 変更の場合には、変更の内容とその理由について記し、必要に応じて根拠資料を添付するとともに事業実施計画の承認通知があった計画の内容と変更後の計画の内容とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載する。

1 取組主体の概要

団体名及び所在地	(団体名)	
	(所在地)	
代表者名		
担当者名		
	(TEL)	(FAX)
	(E-mail)	

(注) 1. 担当者は、本事業の実施及び会計手続等の窓口となる者を記載する。

2. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。

2 取組期間及び対象品目

取組期間	〇〇年度～〇〇年度	対象品目	〇〇〇 (〇月～〇月)
用途			

(注) 1. 「用途」には、加工・業務用又は生食用のいずれかを記載する。

2. 「対象品目」については、対象出荷期間が定まっている品目は、品目名の後に出荷期間を記載する。

3 産地の現状・課題

(例) 〇〇の農業は、これまで、□□等の作物生産を主体とした農業生産が展開されており、〇〇年頃より、加工・業務用 (又は生食用) 〇〇の栽培を進めてきたところであるが、□□については・・・・・・のような問題が生じており、〇〇等により産地の生産基盤を強化することが課題となっている。

(※記入例を参考に営農に関する現状 (栽培作物・面積)、加工・業務用野菜 (又は生食用) の生産状況、課題について具体的に記載すること。)

4 産地の取組 (概要)

(例) 今後は、□□を・・・し、単位面積当たりの収量を増加させるとともに・・・していきたい。さらに・・・。

(※記入例を参考に本事業の実施を踏まえた今後の展開方法について記載すること。)

5 目標

指標項目	現状値 (〇年度)	目標値 (〇年度)
① 対象出荷期間における出荷割合の確保	〇〇.〇%	〇〇.〇%

指標項目	現状値 (○年度)	目標値 (○年度)	成果目標
② 対象出荷期間における出荷量の増加	〇〇.〇t	〇〇.〇t	〇〇.〇%増加
換算面積	〇〇.〇ha		

(注) 1. 各項目の数値の根拠資料として、関係書類を添付すること。(現状値は、原則として計画策定時の直近データを記載することとして、直近のデータを採用できない場合は、関係書類として理由書を提出すること。

2. 各項目の数値は、小数点第2位を四捨五入する。

3. 換算面積は、「6 対象契約の計画」に記載している「単収」を使用して算出した面積とすること。

4. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。

6 対象契約の計画

	現状 (○年度)	1 年目 (○年度)	2 年目 (○年度)	3 年目 (○年度)
相手方の業態	【加工・業務用】 ☐ カット事業者 ☐ 弁当・惣菜 ☐ 飲料 ☐ 給食 ☐ 調味料 ☐ 外食 ☐ その他 【生食用】 ☐ 小売店 ☐ その他			
契約期間	〇年〇月 ～〇年〇月			
契約数量 (t)	〇〇.〇 t			
換算面積 (ha)	〇〇.〇ha			
契約数量のうち対象 出荷期間における契 約数量 (t)	〇〇.〇 t			
契約面積 (ha)	〇〇.〇ha			
契約面積のうち対象 出荷期間における契 約面積 (ha)	〇〇.〇ha			

単 収	kg/10a
-----	--------

- (注) 1. 契約方法に合わせて契約数量又は契約面積（小数点第2位を切り捨て、ha 単位で記載する。）の該当する方を記載する。
2. 現状の数値は、原則として計画策定時の直近データを記載する。
3. 数量契約の場合、換算面積（小数点第2位を切り捨て、ha 単位で記載する。）は、契約数量を単収で除して記載する。
4. 単収は原則として、取組主体が所在する都道府県の平均的な単収又はこれに準ずる単収とする。
5. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。

7 補助金所要額

事業対象面積 (ha)	単価 (万円/10a)	補助金額 (円)	備考
○.○ha	15	○円	

8 事業内容 取組期間（○年度～○年度）

①生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組				
対策項目		取組内容	事業ほ場面積 (ha)	
a	事業ほ場の設定		1年目	
			2年目	
			3年目	
b	実需者等との一定期間 の事前契約の締結		1年目	
			2年目	
			3年目	
c	新規作型の導入		1年目	
			2年目	
			3年目	
d	生産コストの低減		1年目	
			2年目	
			3年目	
e	流通コストの低減		1年目	
			2年目	
			3年目	
f	トレーサビリティシス テム等の活用		1年目	
			2年目	
			3年目	
g	出荷量の安定に向けた 取組		1年目	
			2年目	

			3年目	
--	--	--	-----	--

- (注) 1. 取組内容欄には、取組方法及び使用資材等を記載する。
2. 事業ほ場面積欄には、当該取組が行われる面積を記載する。
3. 1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。

②作柄安定のための取組						
対策項目	1年目		2年目		3年目	
	取組内容	事業ほ場面積 (ha)	取組内容	事業ほ場面積 (ha)	取組内容	事業ほ場面積 (ha)
a 土層改良・排水対策						
小 計		〇.〇ha		〇.〇ha		〇.〇ha
b 病虫害防除・連作障害回避対策						
小 計		〇.〇ha		〇.〇ha		〇.〇ha
c 地温安定・保水・風害対策						
小 計		〇.〇ha		〇.〇ha		〇.〇ha
d 土壌改良資材施用						
小 計		〇.〇ha		〇.〇ha		〇.〇ha
事業ほ場面積 (実面積)		〇.〇ha		〇.〇ha		〇.〇ha

- (注) 1. 取組内容欄には、取組方法及び使用資材等を記載する。
2. 事業ほ場面積欄には、当該取組が行われる面積を記載する。
3. 1つの対策項目において、複数の取組を行う場合は、取組内容ごとに記載する。
4. 事業ほ場面積（実面積）欄は、小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。

(別添：8の②の明細)

ほ場内容

No	事業参加農家名	事業ほ場の所在地(地番)	取組年次	事業ほ場面積(ha)	取組																		備考	
					①生産・流通体系の構築及び出荷期間の拡大のための取組										②作柄安定技術の導入のための取組									
					ア		イ	ウ		エ		オ		カ	キ	a		b		c		d		
					内容	年月		内容	年月	内容	年月	内容	年月			内容	年月	内容	年月	内容	年月	内容		年月
1			1年目																					
			2年目																					
			3年目																					
2			1年目																					
			2年目																					
			3年目																					
3			1年目																					
			2年目																					
			3年目																					
事業ほ場面積(実面積)				〇.〇ha																				

- (注) 1. 事業参加農家名欄には、事業に参加する農家全員をほ場ごとに記載する。(地続きの場合は複数のほ場をまとめて記入することも可)
また、記載欄が不足する場合、様式に記載欄を追加して記載する又は、別紙において一覧表を作成し添付することも可能とする。
2. 事業ほ場の所在地欄には、番地まで記載する。
3. 事業ほ場面積欄には、当該取組が行われる面積(小数点第3位を四捨五入し、ha単位で記載する。)を記載する。
4. 期間中に1つのほ場で対象品目を複数回作付する場合には、ほ場の実面積を記載する。
5. 事業ほ場面積(実面積)欄には、小数点第2位を切り捨て、ha単位で記載する。
6. 関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。
7. 取組の欄は実績報告書又は実施状況報告書等の提出の際に記載すること。

別添 20（Ⅲ－Ⅰ の第 10 の 1 （1）関係）

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿
（都道府県野菜価格安定法人経由）

取 組 主 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

端境期等対策産地育成強化推進事業における対象品目の都道府県知事特認について

持続的生産強化対策事業実施要綱(平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官通知)
別紙 1 のⅢ－Ⅰ の第 10 の 1 （1）に基づき、下記の内容のとおり申請します。

記

- 1．協議する品目
- 2．対象とする理由

（注）関係書類として、適宜、根拠資料を添付すること。

別添 21 (Ⅲ-I の第15の 1 (2) 関係)

端境期等対策産地育成事業（〇〇年度採択分）に関する事業評価票

[illegible]

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構理事長 殿
(都道府県野菜価格安定法人経由)

取 組 主 体 名
所 在 地
代 表 者 氏 名

端境期等対策産地育成事業における改善計画について

端境期等対策産地育成事業において、当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、改善計画を実施することとするので、報告します。

記

- 1 対象案件
 - ・採択年度：
 - ・対象品目：
- 2 事業の参加背景・経緯及び事業取組の経過
- 3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点
- 4 事業実績及び改善計画

成 果 目 標	事業実施後の状況（実績）				改善計画	
	基準年：A (計画策定時) (年度)	目標年：B (3 年目) (年度)	目標値：C	達成率 (%) (C／B)	改善目標年：D (年度)	改善達成率 (%) (D／B)
				〇〇. 〇		〇〇. 〇

- (注) 1. 実績は、成果報告書から該当事項を転記する。
2. 改善計画は2年以内の計画とし、機構要領に定める成果報告書の写しを添付する。
3. 各達成率は、小数点第2位を四捨五入し、%単位で記載する。

- 5 改善方策
(3の未達原因及び問題点等を踏まえ、4の改善計画の数値達成に対し必要な方策を、取組可能性と目標達成の実現性を考慮して、具体的に記述すること。)
- 6 改善計画を実施するための推進体制